

第五十五回国会
衆議院

産業公害対策特別委員会議録 第九号

昭和四十二年六月十四日(水曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 八木 一男君

理事 天野 公義君

理事 板川 正吾君

理事 折小野良一君

塩川正十郎君

田村 良平君

橋本龍太郎君

三原 朝雄君

河上 民雄君

中井徳次郎君

吉田 之久君

出席國務大臣

運輸 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

經濟企画庁水質

源局長 松本 茂君

法務省刑事局長

川井 英良君

厚生政務次官

田川 誠一君

厚生省環境衛生

局長 館林 宣夫君

建設省河川局長

古賀雷四郎君

建設省道路局長

養輪健二郎君

委員外の出席者

議 員

厚生省環境衛生

局長 岡本 富夫君

局公害課長

橋本 道夫君

厚生省環境衛生

局食品衛生課長

石丸 隆治君

水産庁漁政部長

藤村 弘毅君

業振興課長

鈴木 珊吉君

運輸大臣官房審

議官 木内 政鋭君

運輸省港灣局臨

海工業地帯課長

海上保安庁警備
救難部参事官 榎本 善臣君

六月十四日

委員工藤良平君辞任につき、その補欠として中
谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として工
藤良平君が議長の名で委員に選任された。

六月十三日

公害対策基本法案(岡本富夫君外一名提出、衆
法第二四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に関する件

参考人出頭要求に関する件

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律

案(内閣提出第六〇号)

公害対策基本法案(岡本富夫君外一名提出、衆
法第二四号)

産業公害対策に関する件(はい煙及び水質汚濁
対策等)

〇八木委員長

これより會議を開きます。

岡本富夫君外一名提出の公害対策基本法案を議
題とし、提案理由の説明を聴取いたします。岡本
富夫君。

目次

第一章 總則(第一条―第九条)

公害対策基本法案

公害対策基本法

第二章 公害の防止及び公害に係る被害の救済に關する施策(第十
条―第二十条)

第三章 公害の顯著な地域等における特別の施
策(第二十一条―第二十四条)

第四章 公害に係る被害についての救済制度
(第二十五条)

第五章 公害対策委員会(第二十六条―第二十
八条)

附則

第一章 總則

第一条 この法律は公害の防止及び公害に
係る被害の救済に関する事業者、国及び地方公
共団体の責務を明らかにするとともに、総合的
かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて国
民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等を
公害から保護し、公共の福祉の確保に資するこ
とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業者の
事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気の
汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下
(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるもの
を除く。以下同じ)又は悪臭によつて、人の健
康、生活環境、財産、農林水産資源等に係る被
害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動によつて公害を
発生させないよう万全の措置を講ずる責務を負
う。

2 物の製造、加工等を業とする事業者は、その
製造、加工等に係る物が使用されることによつ
て公害が発生しないように、その物の品質、構
造等について、万全の措置を講ずる責務を負
う。

3 事業者は、国及び地方公共団体の実施する公

害の防止及び公害に係る被害の救済に關
する施策に協力しなければならない。

4 公害を発生させた事業者は故意又は過失がな
くても、当該公害に係る被害につき損害賠償の
責を免れることはできない。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、
公害の防止及び公害に係る被害の救済に
関し、その政策全般にわたり、必要な施策を總
合的に講ずる責務を負う。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、自らその地域の社会的、
自然的条件に即応した公害の防止及び公
害に係る被害の救済に関する施策を講ずると
ともに、国の施策に協力する責務を負う。

(公害対策の優先)

第六条 国及び地方公共団体の公害の防止
に関する施策は、すべての産業政策及び企業利
益に優先して策定され、及び実施されなければ
ならない。

(一般国民の責務)

第七条 国民は、国及び地方公共団体の公害の発
生を防止するための施策に協力するとともに、
自らも公害を発生させないよう努めなければな
らない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため
必要かつ充分な法制上、財政上及び金融上の措
置を講じなければならない。

(公害の防止に関する総合計画等)

第九条 政府は、公害に関する調査及び研究、公
害の予防及び除去等の公害の防止に關する
五年ごとの目標を定め、その目標を達成する
ための総合計画及びその年度別計画を作成し、
これを国会に提出するとともに、一般に公表し
なければならない。

2 政府は、毎年、国会に、前項の総合計画及び年度別計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 公害の発生の防止に関する施策

(公害に関する環境基準の設定)

第十条 中央公害対策委員会は、大気汚染、水質汚濁及び騒音のそれぞれについて、環境基準を設定しなければならない。

2 前項の環境基準は、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して設定され、かつ、住民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため必要かつ充分な程度のものでなければならない。

3 第一項の環境基準については、それが前項の規定の趣旨に適合するものであるかどうかについて、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 中央公害対策委員会は、第一項の環境基準の設定又はその改定をする場合においては、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(排出等の基準の設定)

第十一条 中央公害対策委員会は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が前条第一項の環境基準をこえないようにするため、これらの原因となるばい煙、粉じん、ガス等の排出若しくは放散、汚水、廃液等の排出若しくは投棄又は警笛音、作業音、爆音等の発生につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

2 前項の基準は、地域の地形、気象状況等を配慮して設定されなければならない。

3 中央公害対策委員会は、振動又は地盤の沈下による公害の発生を防止するため、これらの原因となる機械等の衝撃又は地下水、天然ガス等の採取につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

4 中央公害対策委員会は、別に法律の定めるところにより、第一項及び前項の権限の一部を地方公害対策委員会に委任することができる。

(事業者に対する規制)

第十二条 国は、工場又は事業場の操業による公害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改善命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者に対するその物の品質、構造、機能等の改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

(公害防止施設等に関する助成)

第十三条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等につき必要があると認められる場合においては、これを助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

2 前項の施策には、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(土地利用及び施設の設置に関する規制)

第十四条 国は、公害の発生を防止するため、土地利用に関し、土地の用途別指定その他必要な規制をする施策を講ずるとともに、公害の発生の原因となる施設の設置を禁止し、又は制限する施策を講じなければならない。

(公害防止事業等)

第十五条 国及び地方公共団体は、緩衝地帯の設置等公害の発生を防止のために必要な事業を実施し、及び下水道その他公害の発生を防止に資する公共施設を整備しなければならない。

防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、別に法律の定めるところにより、その経費の全部又は一部を負担するものとする。

3 前項の経費を負担しなければならない事業者の範囲及び経費の負担割合は、別に法律の定めるところにより、中央公害対策委員会が定める標準に基づき、当該事業を実施する国又は地方公共団体と関係事業者が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、当該国又は地方公共団体の申立てにより中央公害対策委員会が裁定するものとする。

(環境基準の確保)

第十六条 第十二条、第十四条及び前条に規定する施策その他公害の発生を防止に関する国又は地方公共団体の施策は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が第十条第一項の環境基準をこえないよう策定され、及び実施されなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、公害の状況は把握し、及び公害の発生を防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備しなければならない。

(公害に関する研究、調査等)

第十八条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎研究及び実態調査並びに公害の発生を防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうよう努めなければならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓もう)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害の発生の防止の重要性について認識させる等その啓もうのために必要な措置を講じなければならない。

(都市の開発、整備等の際における公害防止の措置)

第二十条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たっては、公害の発生を防止するよう適切な措置を講じなければならない。

第三章 公害の顕著な地域等における特別の施策

(公害防止計画の作成)

第二十一条 中央公害対策委員会は、次のいずれかに該当する地域について、その地域において実施されるべき公害の発生を防止に関する計画(以下「公害防止計画」という。)の基本方針を示して、関係地方公害対策委員会に対し、当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく発生しており、かつ、公害の発生を防止に関する施策を総合的に講じなければ当該公害の除去を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が著しく発生するおそれがあり、かつ、公害の発生を防止に関する施策を総合的に講じなければ当該公害の発生を防止することが著しく困難であると認められる地域

2 地方公害対策委員会は、中央公害対策委員会に対し、前項の指示を申し出ることができる。

市町村長(指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の市長を除く。)は、地方公害対策委員会に対し、当該申出を求

めることができる。

3 中央公害対策委員会は、第一項の指示を行なうに当たっては、あらかじめ、関係地方公害対策委員会の意見をきかなければならない。

4 地方公害対策委員会は、第一項の指示を受けたときは、当該指示に係る基本方針に基づき、当該都道府県知事又は当該指定都市の市長と協議して公害防止計画を作成し、中央公害対策委員会の承認を受けなければならない。

5 地方公害対策委員会は、前項の公害防止計画を作成するに当たっては、都市計画その他土地利用計画との調整を図るとともに、関係市町村長（指定都市の市長を除く）、関係住民、関係事業者等の意見をきかなければならない。

6 中央公害対策委員会は、第一項の指示及び第四項の承認を行なうに当たっては、関係行政機関の長の意見をきかなければならない。

（公害防止計画の内容）

第二十二條 公害防止計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該地域における公害の除去又は予防のため、公害の発生の原因となる施設の立地の規制及び土地利用の規制の具体的方策に関する計画

二 公害の発生の防止のために国又は地方公共団体を実施すべき次に掲げる事業についての具体的計画

イ 緩衝地帯の設置に係る事業、一定の区域の住民の住居若しくはその敷地を買い上げ、又はこれに相当する家屋若しくは宅地を造成給与する事業その他公害に係る被害の発生を防止するための事業

ロ 公害の発生の防止のために行なわれる工場移転、共同処理施設の整備等に係る事業

ハ 道路、下水道、汚水処理場、清掃施設その他公害の発生の防止に資する公共施設の整備に係る事業

ニ イ及びロに掲げるもののほか、公害の発生の防止を図るため、適正な土地利用のため

めに整備することが必要と認められる宅地、工場団地その他土地の造成に係る事業

三 当該地域における公害の発生の防止のための施策を推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に関する事項

（公害防止計画の達成）

第二十三條 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な事業の実施その他の事項について充分な措置を講じなければならない。

（国庫負担）

第二十四條 国は、別に法律の定めるところにより、公害防止計画に基づいて実施する事業のうち当該地方公共団体が行なう事業について、その経費の一部を負担するものとする。

第四章 公害に係る被害についての救済制度

第二十五條 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付若しくは生活費の給付又は公害に係る被害者についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対する分担金の賦課等の制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害に係る紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等によるあつせん、調停、損害賠償の裁定、差止命令、原状回復命令等の紛争処理制度を確立するため必要な施策を講じなければならない。

第五章 公害対策委員会

（中央公害対策委員会の設置）

第二十六條 公害の発生の防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置く。

2 中央公害対策委員会には、事務局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くものとする。

（地方公害対策委員会の設置）

第二十七條 その都道府県（指定都市の区域については、指定都市。以下同じ。）の区域に係る公害の発生の防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、都道府県に、地方公害対策委員会を置く。

2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。

（技術的職員の配置）

第二十八條 中央公害対策委員会及び地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生の防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由 公害が国民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等に著しい影響を及ぼしつつある実情にかんがみ、国民を公害から保護するため、事業者、国及び地方公共団体についての公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に関する責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○岡本（電）議員

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま上程されました公害対策基本法案につきまして、その提案理由並びに要旨について簡単に御説明申し上げます。

わが国の産業経済の著しい発展は、人口の都市集中及び都市化を増大し、都市の過密、交通量の激増と生産設備の拡大増設は、住宅難、交通難に加えて、必然的に産業公害発生の規模を増大し、これが国民の健康に重大な被害を与え、一時も看過できない問題となっています。

すなわち、国家のすべての施策は、常に国民大衆

の福祉増進をその目的とした手段でなくてはなりません。経済の高度成長政策は、産業経済の発展のみにすべてを集中し、国民生活の上に産業公害をおおいかぶせ、国民大衆に最も大切な健康維持の上に犠牲をしいる結果になったのであります。本来の産業経済の発展は、常に国民大衆の健康の維持と文化的生活の向上を確保する義務が伴うべきものでなくてはなりません。ところが現実には、この目的に対する法の整備がきわめて不十分であり、今日における全国的な公害を招来したのであります。

いまわれわれの急務は、すでに極度に汚染された大気と騒音、振動、河川の汚濁と臭気、さらには、人体をむしろばんでいく有毒物から国民の身体を守り、その原因の除去に全力を傾注しなければならないことでもあります。

しかるに、今回上程されております政府案には、重大なる問題点が数多くあらわれているのであります。

まず、その目的において、国民の健康、生活環境を守るとともに、「経済の健全な発展との調和を図りつつ」とうたっています。国民の健康優先をあと回しにし、経済発展いかによつては、国民の健康も維持できかねるという底意をあらわすもので、大きく法律の目的を失うものであり、総理の言う人間尊重に相違していると言えましよう。

次に申し上げたいことは、事業者の責任が不明確である点であります。現行法における規制のあいまいさは、事業責任者が社会生活の上から道義的に公害防止をはかることを裏づけにすべき精神と解せられるものであります。現実の公害状況は、もはや事業者責任を明確にしない限り、公害を防止できないと言えましよう。

また、被害者に対する救済、損害補償についても責任ある手段が明文化されていないことは、政治責任をのがれようとする態度であります。

さらに環境基準の設定においても、経済調和を強調している点は、結論的には、経済状態に法的措

置が大きく左右されることとなります。

このような理由においてわが党は、画期的な公害対策基本法案を提出し、徹底的に公害を追放し、最優先的に国民の健康を保護するとともに、国家の繁栄に資するべきであるとの立場から、本法案の御審議を願うものであります。

では、その要旨について簡単に御説明申し上げます。

その要旨は、一、人間性尊重を第一義としたこと。二、発生原因者の責任を明確化すること。三、中小企業に対する助成措置を特にならせたこと。四、被害者の救済制度の確立をはかったこと。五、行政の一元化をはかること。六、地方公共団体にも行政上の権限を与えたこと。

次に法案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一は、その目的において、人間性尊重、大衆福祉の立場より、国民の健康、生活環境の保全を第一義として、先に提出されました政府案のように「経済の健全な発展との調和を図りつつ」という、人命と経済の並列をなくしたことであります。すなわち国民の健康保全があらゆる事業活動における利益の追求に優先することを原則としたことであります。

第二は、事業者、国、地方公共団体の責務を明確にした点であります。特に公害発生の多くを占める事業者の責任については、無過失責任を負うべきことを明らかにし、公害対策は、すべての産業政策に優先して策定されなければならないことを明らかにしました。

第三は、公害防止計画であります。五年ごとの長期計画を立案し、その目標を達成するための総合計画及び年度別計画を作成し、国会に提出するとともに、一般にも公表し、また実施状況を毎年国会に報告することとして、公害対策の計画的推進を保障しようとするものであります。

第四は、環境基準、排出基準及び排出基準の設定を行なうにあつたの、厳重な規定を設けております。環境基準については、諸条件等を十分に

考慮して実効的な基準を定め、かつ運用についてより適切な措置が行なわれるよう規定し、排出基準については、今日までの対策の実情を考慮し、より適切な措置が行なわれるよう整備を行ないます。特にこの基準は最高のものであつて、できるだけ努力すべきことを明らかにし、また、改善命令、停止命令等による規制の強化を行なつた点であります。さらに規制の強化のみでなく、中小企業等に対する助成にも特別措置をうたつたことであります。

第五は、公害に関する研究調査については、科学技術の振興、また必要な指導及び助成を行ない、公害の発生防止と、発生した公害に対する措置の実施を保障するよう規定の整備を行ないました。

第六は、公害の顕著な地域の特別の施策についてであります。このよきな地域については、その地域の基本方針を定め、これに基づいて具体的計画を樹立し、その達成に必要な措置を講ずべきことを規定しました。

第七は、公害による被害についての救済制度の整備について、救済の遅延、不完全、不履行等を防止するため、国が責任をもつて必要な施策を講じ、事業者に対する分担金の賦課等の制度を確立し、また紛争処理制度を確立するのに必要な施策を講ずべきこととし、救済の保障を明確化したことであります。

第八は、行政事務及び紛争処理等の事務を統一的に、かつ公正に行なうために総理府の外局に、国会の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置くこととし、地方には地方公害対策委員会を設けることとしました。特にこの点は、公害行政の統合一元化ということであり、行政の効率化と行政委員会による行政の中立性を確保しようとするものであります。

以上公明党提案の公害対策基本法案につきましても、提案理由並びに法案の要旨のみを御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。説明を終る次第であります。

であります。

○八木委員長 この際、産業公害対策に関する件について調査を進めます。質疑の申し出がありませんのでこれを許します。板川正吾君。

○板川委員 昨日の夕刊に、四日市ぜんそくでまた自殺、こういふ記事が報道されております。菓子工場の経営者で、大谷一彦さんという方が、昨年七月以来公害病患者の認定を受けて、同市病院において通院治療を受けておられた。奥さんの話によると、最近ぜんそくの発作が激しく、ノイローゼぎみだったといひ、また警察では病気を苦にして自殺したものといひ、こういつておられます。なお、報道によると、例年五月ごろからスモッグが非常にひどくなつて、夜間にぜんそくの発作に悩まされておられた、こういふことが報道されております。御承知のように、四日市では、昨年七月にやはり公害病患者の木平卯三郎さんが自殺をされております。また、その家族はもうブラジルに移住するというのも決定しておるやうであります。

そこで私は伺いたいのでありますが、この四日市のぜんそくの原因は一体大気汚染にあるということですが、いかがですか。わかつておることです。

○田川政府委員 四日市のぜんそくの原因は大気汚染によるものであるといふふうに私も聞いております。現在そういうような大気汚染によつて病気になるれて認定を受けた患者数も三百六十名おるわけでございます。

○板川委員 大気汚染の原因者といふのは、これは個々がどういふ割合で原因を構成しているかといふことは別として、包括的にいふなら、原因者といふのははつきりわかつてゐるのじゃないでしょうか。たとえばその地域で煙突からばい煙を出して、そして企業活動をしてゐるもの、これが原因であるといふことはわかつておりませんか。

○田川政府委員 たとえば具体的な企業になりますと、わからない面もあるかもしれませんが、大体そういうような亜硫酸ガスとかいうようなばい煙を出す工場が原因になつておるといふことはわかるはずでございます。

○板川委員 ばい煙規制法には「大気汚染による公衆衛生上の危害を防止するとともに、生活環境の保全」ということがいわれております。四日市のぜんそくの原因は大気汚染である。その大気汚染といふのはその地域に企業活動されておる企業家である。だがどういふ割合でその公害の原因に寄与しているかは別にして、そういう企業体であることは事実だ。そうすると、そういう企業体全体でどういふ実際の被害者といふものを救済する制度といふのは、自主的な救済はどういふことで行なわれてゐますか。犯人はわかつてゐるのだし、それはまた別として、で、三百六十三人の公害被害者に対してどういふ救済の処置をとられておるのか、その点について伺いたい。

○田川政府委員 現在四日市におきまして、そういうような被害を受けてお困りになつておられる方は、認定を受けられた方につきましては、医療費の一部の負担をしておるといふやうな状態でありまして、

○板川委員 これは国が百万円、それから県が百万円、市が二百万円ですか、そして同額の四百万円を企業者が負担して、年間八百万の予算をとつておる。そしてこれを三百六十三人で割つてみますと大体月千五百円、自殺者も出る、あるいはノイローゼにもなるというやうなこつた病氣に対して、月千五百円程度で治療費を出してゐるからいいといふことは、どうも私は不十分だと思つてゐます。この汚染の原因は工場群にあるのですから、そこにもっと負担をさせて、もっと手厚い処置をとるべきじゃないでしょうか。法律があるなしにかかわらず、それは政府の行政指導として、あるいは県、市におきましてもうちょっと手厚い医療の処置をとるべきじゃないだろうか。何百何十という企業に対して年額四百万程度出させて、

そしてききもしない薬を飲ましていく程度でお茶を濁しているような状態ではないですか。この点どういうふうに考えますか。

○田川政府委員 ただいま処置をいたしておりますような医療費の一部を負担することが決して十分であるとは思いません。こういうような被害を一人でもなくしていくように努力していかなくてはならないと思います。ただ、現在におきましては、工場の立地条件であるとか、あるいはその工場が誘致された当時の条件であるとかというように、なかなか微妙な問題もございまして、一がい全部企業者に負担させることができるというように状態にまで至っておらないわけでありまして、まことに残念なことでございます。そういうような問題もございまして、政府といたしましては、今後こういうような救済制度というものは、もっと具体的に真剣に取り組んでいかなければならないというふうに考えておるわけでございまして、現状は決していいものであるというふうには私も思っておりません。しかし、医療の面、そういう面につきましてはできるだけの面を考えていかなければならない、このように考えております。

○板川委員 私がきょう取り上げた気持ちには、公害基本法で政府も救済制度を早急に考える、こう言っているのです。しかし、政府が救済制度を早急に考えるといっても、それがいつまでに出るかわれわれはわからぬ。一年後かもしれない。あるいは一年後できても、大した効力がないかもしれない。あるいは二年後かもしれない。ともかくいつまでに出るか、まだその点明らかになっておらないのです。いずれにしても、国の救済制度が法律によって確立するまでの間、暫定的な処置として――私はいまの四日市の公害の被害者をそのままだしおおくべきじゃないのじゃないか、緊急に救済対策というものを打ち出して強化しておくべきではないかと思う。それは将来法律ができてもっと手厚い救済に変わるかもしれないが、とにかく千五百円程度で、医者にかかって、そ

して難病といわれる公害病がなおるはずはない。これは新聞にもありますように医者も言っておりますね。産業医学研究所の大島秀彦助教授、三重県立医大の先生ですが、公害病を根治するためには公害地にはだめだと言っている。これでは全快なんかないと言っていますね。だから、公害地には薬をちよっと飲ませるという程度の処置では、公害病患者がいつになってもなおらない、ノイローゼになって自殺をする、こういうことになるのじゃないかと思うのです。阿賀野川の場合は一応原因者が裁判で争いになっておりますね。私のほうは関係ないと言っておりますし、被害者側は昭和電工ということになって、その点が争いになっております。水俣病の場合には、水俣病の直接の原因が政府の政策で行くえ不明になっておりますね。途中でほうり出されて行くえ不明、実はこれの救済しておる現在の取りきめでも私は問題があると思うのです。行くえ不明になっておる。しかし、四日市のこの公害だけは原因者が明らかにになっているのです。産業活動によるその地域に工場を持っておる企業者のためにそういう公害になっておるといふことは明らかにしておるのです。加害者が明らかにしておる。そうであれば加害者からもっと金を取って、もっと手厚い治療の方式をとったらいのじゃないでしょうか。四日市にはいわゆる資本金五千万円以上、従業員三十人以上の企業が全部で幾つあります。二十を少し割る程度、十数工場あると思います。

○中井委員 関連して。さっきからいろいろお話を伺っておりますが、少しどうも御答弁のほうが多すぎるように思うのですが、どうですか。いま三十名以上のものが二十名というのは、冗談じゃない。いまのあなた方が二十というの、何十億という大きな会社が二十というの、何十億という。私は板川さんの質問が非常に肯綮に当たっていると思います。皆さんはそれに対してもっと真剣な答弁をしてもらいたい。たった八

百万か千万、これは去年あなたのところの、そこにおる橋本君が、市役所に行つて、そして各業界を回つて大いにまとめたくれた、その努力に対してはぼくは多とします。その当時のぼくの質問に答えて皆さんはやつてくれました。しかし、結果を見ると、わずか四百万の金を出すのに、何十億の資本金で一年の生産高何千億というようなグループの大会社三井、三菱系統の、あるいは民族資本でも大協というふうな大きな資本の会社がわずか四百万円、問題にならぬ。しかも、私は事情を知っているから申し上げるのですが、三百何十名の患者と言いますが、もっとほかにたくさんおる。しかし、毎日毎日働かねばなりませんから、そんな病院に登録して通つて月に千何百円も払つたくらいではかたがたありません。それで逃げてる人もおるし、きのう自殺をした人なども重症患者にはなつていない。そういうことと、もうなならないという判定のついでに人が三十六名、これも去年この委員会専門家の医者からそういう発表がちゃんとありました。それに対してわづか四百万円くらいで、しかしながら法律も何もないから、まあとにかく暫定措置として厚生省の一課長が行つてやつてくれたということについて、これは敬意を表しますが、その当時から佐藤の二課長以下全部が、公害基本法をつくり、つたからきれいにいきます。責任はどこにあるのだ、みな企業にある。こう全部言いました。今度公害基本法が出てきた。その付属法が出ているかというのと何も出ていない。あなたの方の出た公害基本法の第二十一条の二項にこれはあるのだが、費用の負担その他は「別に法律で定める」とある。これは法律を出してくれればいいが、法律は出してやらぬ。そういうことでは何かどこかへいつてしまつて、少しづつ問題をそらしておるだけで、ずらしておるにすぎない。こんなことではもう政治不在と私は言わねばならぬと思う。四日市の市役所が、市当局としてもいろいろ意見があつても、思い切つて、こゝしは二千万か三千万か知りませんが、もっともつと出してほしい。

そういうこと。それからさらに問題は、患者が指定されて病院に通う経費はいいと思ひますが、その人たちの生活を守らなければ、いま入院している人などは、一家の主人でありますと、入院していると生活できないのですから、それはどうするんだといったら、生活援護だ、こういうのです。この自殺された人もお菓子屋さんであります。ですから、やっぱり中小企業をやっていると思うのです。だからこんなままでは何ともしようがない。私は、どうして思ひ切つて――そういう大企業がたたくさんあるのですから、企業者の責任というのとはわかつておるのですから、公害というものは不特定多数の者が不特定多数の者に害を及ぼすなんていう、ああいう概念は間違ひです。特定多数です。公害の対象はきまつておるのです。たとえ何百あると何千あると。隅田川の汚水だつて、東京都が調べてみたら、その原因をなしているのは何千の工場、四千何百ありました。それがきまつておる。四日市あたりは、そういうものに比べて非常に少ないのです。二十なら二十、何でもない私は思ひます。本省の一課長などにまかせずに、これは政府が直接行つて、大臣なり何なり行つて、事業者を呼びつけてやれば、その程度のことは一べんに私は解決すると思ひます。あなたの方の仕事は気魄が全くない。何か板川君の質問を何とかうまく逃げたい、そういうふうな感じられる。板川君はそういう意味で質問されているのじゃない。あなたの方のあげ足をとつたのじゃない。政府のこの問題に対する基本的な考え方というものを聞いているのです。どうぞそういう意味でもつとびしつとした――あなたでできなければ、坊大臣が来るまでぼくたちは質問を留保します。どうですか。

○田川政府委員 中井先生のおしかりでございますが、私も決してこういう四日市の公害の問題を軽視しているわけではございません。いまる御質問がございましたが、企業者の費用負担ということについても何とかしなければならぬということを考えております。しかし、なかなか企

業を誘致したはりの側と企業者との関係とかいうような微妙な問題もございます。でありますので、今日までそういうような問題も十分にいかにかつた面もございます。四日市につきましては、私自身も前に公害の問題で詳しく見させていたこともございます。こういう事故が起こってから私も動き出すということも、いろいろ言われるかもしれませんが、御質問がございましたので、私自身は、こういう事件が起こったのを機会に、工場側にももっと積極的に何らかの打開するような処置をすべきではないかという、そういうことをわれわれのほうから言わなければならぬ段階に来ているんじゃないかというふうに思っております。御質問がありましたから申し上げるわけで、決してこういう問題を無視している、軽視しているということでないことをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○中井委員 いまのお話、まあわからないわけではありませんが、了解しないわけでもないのですけれども、問題はやはり厚生省と通産省だろと思う。去年、関係の業者を呼びまして、いろいろ質疑をしておる。その質疑の中で、特にまた私は個人的にも、会社の重役連中に来てもらいました。話の中で、一体公害関係に対してあなたのほうでは幾ら金を出しているか、返事にいわく、何ぼと書いて出したらよろしいのだから——ほんとうですよ。一体何言っているんだというわけで、一つの会社は五億を出しております、一つの会社は一億五千万円です、たったそんなものでやっているのかと言ったら、あくる日、いや、八億ですということを言っていました。これはほんとうです。それくらい何かみんなが本質の周辺をうろうろ、うろうろしているのです。私は別に事業者の悪口をここで言うつもりはない。どうすればいいかわからない。それで、去年一年の私のこの委員会の質疑の成果はやはりないわけではない。ことは黙っておいても、四日市の工場の諸君は、煙突を高くすることだけはみんな競争的にやってくれるようでありまして、それだけでも

やはりものをいうようであります。そういうような形で追い込んできている今日でありますから、被害を受けた人の救済のごときもの経費は、これはいま政府が折衝して、ことしあたり厚生省予算に出しておるが、これの十倍ぐらいは当然話をするれば相手は出すと思う、それくらいは経済力のことでは問題ないのですから。みんな本社は東京にあつて、工場長が現場でやっております。東京の連中と現場と連絡がとれなくて、工場長は営業成績をさえた上げたい。まるで植民地に行くようなやつで、二、三年行つてまた帰つてこい、そのときは重役やというふうな、そういう問題の本質を——意外なところにいるいろいろな問題がころがっております。そこをやはり私は政府についてもわなければならぬと思ひます。四百万円だ、五百万円だ、そういう問題ではありませんが、これはまた政治に携わつておるほうからいかにぬかぬかと思ひ、お互いに何か公害の問題は、新聞に出したり、雑誌にあげたり、テレビに出すには、非常に好個の材料でございます。あそこでもうなつたという現象をとらまえて、しからば対策いかんということになつて、どうすればいいかという具体論になると、みんな逃げてしまふ。一番逃げておるのは、私は政府だと思ひます。公害の排除なんというものはできないわけじゃない、できるというのです。白砂青松の日本の国土を守れると思ひます。ちつともむずかしいことではない。どこをどうすればどうなるかという具体論がもっとも前進してない。これを政治家の皆さんにうんと認識してもらわなければならぬ。そんなたいした金でもありません。私も二、三年前にこの公害基本法を出したときに、ジャーナリストの諸君が、中井先生、社会党が出したら予算の関係はどうですかというから、ぼくは、いや、予算なんか要りませんよと言つた。一兆の金の中の百億もあれば、二億もあれば、どんなに間違つても千億もあれば、一兆か二兆あれば、これはもうずっとよくなる。だから、何か問題の所在が明らかでない。ごく一部の人は知っておる。環境衛生局長や橋本君

は大体わかつておるが、小さなものだ。それがどうも私はここで基本法が出たのときに、たとえば「別に法律で定める」なんという規定をどんどん前進させてもらわなければ片づかぬと思ひます。以上のことを申し上げて、私は、質問が何かわからぬが、あまりあなたの方の御返事がのんきでなまぬるいので、申し上げる次第であります。

○田川政府委員 中井委員のお説も、私もおっしゃっていることはよく了解できます。できるだけわれわれといたしまして、もっと真剣に公害の対策に取り組んでいかなければならぬという気持ちには十分持つておることを御理解いただきたいと思ひます。

○板川委員 私が言いたいのは、それはちゃんと義務的に徴収する場合には法律が必要でしょう。それはわかります。しかし、原因がこの企業活動によるということだけは明らかなんです。それなら企業者ももっと任意的に話し合ひで年額四百万円だなんていう気持ちじゃなく、もっとたくさん金を出してもいいんじゃないか。それが社会に対する責任を負うことではないだろうか。工場を呼ぶというのには、四日市でこいというから誘致されてきたんだ、責任はそっちだ、こんな言ひ方はないと私は思ひます。たとえば大企業が四十あつたといふと、四十というのには、この四百万の負担をする場合には、わずか十百万です。月に一百万も負担しないんです。何億という売り上げを持つ会社、たくさん企業を扱っている会社が月一百万も負担しないんですから、私はもっと将来の公害防止の施策あるいは施設、これは必要ですよ。しかし、現にその工場の産業活動によって被害を受けておる人にもっと手厚い処置を、法律がなくても、原因がわかつておるんですから、すべきじゃないでしょうか、厚生省なりあるいは自治省なり、そういうところが話し合ひをして、もっと企業から資金を出してもらつて、そして手厚い治療ができるような対策をこの際やるべきじゃないだろうか。もちろん、これはやがて法律でできる救済制度とは別ですよ。こう

いう必要があるんじゃないかということを私は言いたいんです。それをやる意思がありますか。四百万でこいというつもりですか。

○田川政府委員 こまかい話になるかもしれませんが、金額の面になりますと、医療費が保険になつておりますので、自己負担という形になつて、その自己負担分を公費で補つておるというふうなことになるので、金額としては非常に低い金額になつておつたわけでございます。私も、医療費もさることながら、もっと考えなければならぬことは、そういうような病気になるために、すべき仕事ができないというふうな補償と申しますか、そういうふうなことも考慮すべき問題ではないだろうかと思ひます。そうなりますと、そういう費用の出し方などもなかなかこれが一つの問題になるわけでございます。いま出ております医療費というのになつて、金額があの程度でおさめるのではないかと、うふうに私も思ひます。しかし、その医療費だけで事足りるんだということではございませんで、たとえば申し上げましたような仕事に対する、収入源に対することももっと重要なことではないかと思ひます。また、こういううなばい煙が出ないような施設をもっとも強化するといふような費用のこと、これのほうももっと重要なことではないか。しかし、いま板川委員がおっしゃつたように現実に病人が出ておるわけですから、そういう病人に対する手当というものを十分に検討をさせていただいて善処していきたい、このように思ひます。

○板川委員 私の言いたいのは、県とか市とかに相談して、これから金を出させる、これから出させることも考えたいということでしょうが、私は、この場合は企業の責任として、とにかく企業の産業活動によつて起こっていることだけは事実なんです。それが何億も負担しておつて、それでたいへんだというならばわかるんですが、何十とある大企業がわずか四百万円程度しか負担し

ないというのは、だれが見てもおかしいじゃないか。だから、企業に責任があるんだから、もっとこれから取って、それが医療費といつても——私

はこの間阿賀野川へ行つて、この患者に会いまして、あれも、公害患者といふものは、これもしたい、あれもしたいと思ひながら、それに対して、たとえば阿賀野川の場合は月千円です。千円

で、何か薬程度をもらうくらいでしょう。場合によつては、重い人は転地をすることも必要じゃないかといふことを当面早急にやるべきではないで

しょうか。公害防除の施設をどうするかということは当然やらなければなりません、また公害基

本法が出て、環境基準がきまり、排出基準がきまれば、それに応じた施設をつくらなければなら

せん、また、基本法によつて救済制度もあるいは金を徴収する制度も何年後にはできるでしょう。

しかし、何年後でしよう。いま現実にかかつている公害患者にもうちょっと手厚い当面の対策を

強化したらいよいよいいかというのです、将来のことは別として……ぜひこれは私はさつそく地

域に派遣して、あるいは大臣でも次官でも局長でも行つて、もうちょっと手厚い処置をするように

やつてみてください。いかがですか。

○田川政府委員 四日市の問題につきましては、私自身も現地へ行つて、政務次官としての立場から、いま板川委員がおっしゃられたような業者の

費用負担の問題、そういう問題についてぜひ話したいと思つておるところでございます。そういう

ようなこととひとつ御理解をいただきたいと思つております。

○板川委員 きょうは十分という予定であつたものですから、以上で終わります。

○八木委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

本委員会では審査中の船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案につきまして、運輸委員会より連合審査会を開きたい旨の申し出があります

ので、連合審査会を開会することにいたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八木委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、開会の日時につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○八木委員長 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

本案について参考人の出頭を求め、その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八木委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、参考人の人選及び出頭日時等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八木委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○八木委員長 これより質疑を行なうわけでございますが、運輸当局より発言を求められておりますのでこれを許します。鈴木審議官。

○鈴木審議官 前回並びに前回におきまして中谷委員から御質問がございまして、まだ御回答申し上げておりません。また、砂田委員からも御質問がございまして、まだお答えしておりませんので、この機会にしたいと思ひます。

最初に中谷委員の御質問でございまして、船舶の廃油処理がどうなっているかという御質問でござい

ますけれども、これは調査いたしましたところによりますと、米軍艦船は原則といたしまして、

アメリカ合衆国は条約の締結国であるということ

で、条約の趣旨を尊重いたしまして沿岸から五十海里離れて捨てておる。それから沿岸から五十海里以内におきましては——いわゆる艦船はオイル

セパレーターは持つておりませんけれどもコンタミネーターでオイルタンク、これは廃油等の汚水

を受け入れるタンクでございまして、そういうタンクを装備しているようでございまして、そこで廃油等はこの船内のタンクの中に入れておく

ということとあります。それからそれが港に入りま

すときに、特殊なドーナツという名前の一種のポンプで船から移すというものであります。それ

で、そのドーナツというポンプで油水分離いたしまして水は流してしまふ。それで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とでございまして、それはそれで残った油は民間業者者に払い下げ、または処分をするというこ

とになつておるようでございまして。

それからあと港則法によります取り締まりにつきましては、お手元に資料がございましてと思ひますけれども、別途海上保安庁のほうから御説明申し上げます。

それから砂田委員の先般の御質問でござい

けれども、港内におきまして流出した油の除去につ

きまして、港湾管理者と海上保安庁のその責任分

担はどうなつておるかということとあります

が、これにつきましては、例外的場合でござい

ますけれども、大量に油が船から流れ出まして、その結果非常に緊急処理を要する場合には、災害防

止の観点から応急措置をいたしまして海上保安庁が油の除去等を行なう。これは例外でありま

して、一般の場合には、港湾管理者が港湾法によりまして自分の港湾区域を良好な状態に置くとい

うために、港内清掃の一環としてそういう油の除去を行なうということと業務として行なうべきものであるといふふうに解しております。

以上であります。

○八木委員長 それでは質疑の申し出がありますので、これを許します。砂田重民君。

○砂田委員 私は、質疑というよりは、ただいまの鈴木審議官の御回答をいただきましたので、い

ままで油が港の中へ流れた場合の現状回復の義務はど

れが負うべきかという明確でなかつた点が、その現状回復の義務責任者は港湾管理者であるとい

うことが明確になつたと思ひます。そこで、これからはそういう事態が起こつたときに港湾管理者が

はつきり責任を持つてそういう海水のよこれの現状回復の処置をしてくれることを期しておりますが、ただその港湾管理者といふものは、今回本

法で指定された各項のいづれを見ましても、港湾施設の

ども、責任の所在が明確でなかった。運輸省からはつきりという責任の所在が明確になったからには、責任を持ってそういうために仕事をやっていかなければならない。そういったことについての資金的な問題も、財政的な問題も、国の援助もしてやらなければ、なかなかその任務は遂行できないのではないかと思いますので、こういった点に運輸省としての御努力をこの際お願いをいたしておきたい。これを要望いたしますし、私は終わります。

○大橋国務大臣 ただいまの御要望に對しましては、極力沿うようにいたします。

○八木委員 島本虎三君。

○島本委員 きょうは船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案について、いままでいろいろ委員各位からの質問がありました。もうそろそろこれをまとめる段階になりました。いままでいろいろ質疑応答のごさいました中でまだ明確に私どもが理解し得なかった点、新しい事態はもちろんありますけれども、一そうこれを明確にしておきたい、こう思っています。これから数点にわたって質問申し上げたいと思いますので、そういうような意味において的確にお願いしたいと思っております。

まず第一番に、ただいま補足説明として鈴木さんからなされた答弁がございました。これは原則として、米海軍の場合はもう条約締結国であり五十海里を離れて捨てているし、廃油は決してそれによって被害を与えるようなことがないのだ、こういうような意味に私とれたのです。そのように理解していいのですか。

○鈴木説明員 廃油の処理は、そういうことであるというところでございます。

○島本委員 ところが、そうじゃないのです。これは政府のほうで調べたはつきりしたデータです。それによると、昭和三十八年二月米第七艦隊の旗艦、これが廃油を捨てているのです。そしてそのためにノリの被害が発生して岩国漁業協同組合からこれに對しての抗議を受けて補償している

のです。これが三十八年の二月です。そういたしますと、もうそういうようなことはあり得ないと言いながら、第七艦隊の旗艦ですらそういうようなことがもうすでにあるのですから、いまのようなことをまづるのみして、もうこれで事故はないのだというところは、このデータによっても私は信じがたいのです。ことにいままでいろいろ答弁をしていただきましたが、この船舶の油による海水の汚濁防止に関するこの法律案の適用範囲、この中には海上自衛隊の持つ艦船、それからいわば米艦隊等も適用されるものである、こういうようなことを承っておるのです。ことにこの第七艦隊なんかはこういうようにしてもうやっていて、これでもって捨てているから、これは心配ありません。これは直ちにただけなくなくなってしまう。これはどうなんですか。

○鈴木説明員 ただいまの岩国の事件、実は私よく存じておりますけれども、それは故意なのかあるいは事故が起きたのか、ちょっとよくわからないのですけれども、今後はこういうことがないというようにわれわれは信じております。故意には捨てまいと思っております。

○島本委員 今後はこういうことがないように——いままでも原則としてそんなことはなかったというところはあった、あったのだ。しかし今後はないのである。その点についてはこれを議事録にとどめ、ここにおきますところの主管大臣である運輸大臣を通じて厳重にその点は監視をする責任がある、こういうふうに思うわけです。いままであったのですから、今後はないということによってこの法律の意味が生きますのですから、そういうようなことではいけません。ありきたりのそういうような答弁をしてはいけません。大臣、ちょっとこの点に對して伺いたいと思っております。

○大橋国務大臣 この法律が制定されました、国内に有効に実施されるということになりましたならば、運輸大臣といたしましては法律の施行について全責任を負うわけでございますから、自今適用範囲の水域につきましては、内外いかなる船に

對しましても油の問題については厳に監視をいたしまして、それぞれ救済の措置を間違ひなく講じさせ、あるいは誤ってやめた場合には是正の措置を講じさせる、こういうようにいたしたいと思っております。

○島本委員 それでは次に移らせてもらいます。被害者の救済についていままでいろいろ答弁がございましたけれども、特に各委員からこの問題等につきましては詳しい質問があり、大臣からも答弁がございました。その中で、不法行為であるから司法的措置がとれるのであるから、今後こういうような問題等については問題はないであろうというような答弁のように私承っております。それでありますと、今度實際問題点として、あの広い海のことですから、当然夜間だからが流すようなことがあったとすると、これは見当がつかない。しかしながら、加害者がわからなくとも被害だけは明確に生ずることが今度はあり得るわけです。その救済についての措置はどうするか、これはやはりはつきりしておいたほうがいいと思っております。というのは、油濁関係のこういうような被害であつても、今度は公害対策基本法ができましたから、基本法の中で関係立法によって完全に処理すべきものであると考えていいのか、それとも大臣において今後はその責任において救済制度をつくり上げてこういうようなものに対してはつきり対処せんとするの、これはどのようにならなければならないか、この点結論を得るようにならなければならないと思っております。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。基本法には、そういう場合の救済につきまして何の規定もございません。公害対策基本法の中には被害者救済についての条文がございます。したがって、今後こういう問題につきましては厚生省のほうと十分打ち合わせいたしまして、どういう対策をしたらいいか考えていきたいというふうに存じておる次第であります。

○島本委員 公害課長が厚生省から来ておりますので、こういうような対策について、並びに公害

対策基本法の中にこういうようなことを具体的に救済するような方途が考えられているのかいないのか。

○橋本説明員 先生の御質問でございますが、基本法の中では、政府が今後その制度を整備するというところでございまして、具体的な規定は今後の制度の整備によつてこれにつとめなければならぬということになっております。そういう点におきまして、厚生省としては、基本法ができて方針がきまるといふことだけでございまして、あとは先ほど運輸省の審議官がお話しになりましたように、新しく救済の制度を制度化しなければならぬというように考えております。

○島本委員 やはりそういうような一つの関係立法ができない以上、これは救済されないのです。厚生省の方は公害対策基本法に對しては主管課です。それでもこのように問題に對して、今後の問題についてはまだわからないと言っている。おそらく関連法律として当然立法化しなければならぬ問題だろうと思つたのです。

運輸大臣、こういうような状態でございます。こういうような点、公害対策基本法の中に入れてこれに對してはつきり処置するということならばそういうように、また、この問題に對しては主管官庁が運輸省であるから、運輸省のほうで単独にこれに對処するということならば、大臣の責任においてこの救済制度をつくり上げてもらわなければならない、こういうことに相なるかと思つたのであります。どうも厚生省のこの関係の方の腰が弱いようございまして、重ねて運輸大臣にこの救済措置問題の立法化についてお尋ねいたします。

○大橋国務大臣 すでに公害対策基本法案におきまして、救済措置について制度を完備するということをやつたのでございまして、これは従来からいろいろ被害の例がたつきございしますので、急速に救済措置を整備する必要があります。これは厚生省のほうで、公害基本法に基づきまして、油のことばかりでなく水質の汚濁全般につい

て網羅的な救済措置を講ずるようになりますが、あるいは油による海水の汚濁については、被害の実例も多うございまして特別に法律をつくることになりませんか、そこは今後政府内で相談いたすわけでございしますが、もし油による海水の汚濁だけは別な法律をつくれという事でございしましたらば運輸省においてつくりますが、なるべくならば水質の汚濁全般につきまして、厚生省に十分急いでまいりましてできるだけ早い機会に法案をつくって御審議いただくようにいたしたいと思ひます。

○島本委員 そのように強力に要望しておきたいと思ひます。

次に、外国船——これは軍艦じゃありませんで外国の油船でありますが、この外国船がかつて九州の三池港に入港して油を流したという事件がございまして。そしてノリ、魚礁に被害を与えたのであります。これは条約も批准してない当時であり、当然外国船舶相手のいろいろな訴訟という事になります。原油積み取りの日本の運輸会社を相手にして損害賠償の民事訴訟が提起されているわけでありますけれども、こういうような事件について運輸省では御存じでしょうか。

○榎本説明員 ただいまの御質問の点につきましては、われわれ存じておりますし、また、当時すぐに事件の調査をいたしました。いま先生から御指摘がありましたように、相手が外国船でございしますので、補償関係につきましては、海上保安庁直接ではございせんが、この油の投棄が故意でありましたか、その他事情を調査いたしました。現在までのところは刑事事件としては検挙し書類送検いたしております。しかし、本件につきましては、四十一年の十月十日に事件発生しまして以来ずっと調査を続けております。

○島本委員 そういふふうにして、いままでの状態ではなかなかこういうような問題等についての結論が出てくつたのであります。しかし、この船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案、これが実施されたあとには、当然これは外国

船として軍艦まで入るという解釈が成り立ち、国内では自衛艦までこの対象になるのでありますから、外国船舶相手の裁判によつて損害賠償は当然できるものである、こういうふうな確認されるべきである。私はこう思つておりますが、私の考えどおりでありますか、この点も明確にしておいていただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 日本の領海内でございますれば、日本の裁判で民事として取り扱われる、こう思ひます。ただ問題は、強制執行できるかどうかという問題になりますと、外国まで行つて執行できないのじゃないかという点は、現行制度では一般にはできないというふうな存じております。

○島本委員 ただいままでのいろいろな質疑応答の中で、やはりこの油濁防止に關してのいろいろな管理者の責任だとか、監視の体制だとか、ここが質疑応答が繰り返され順次明らかになつてきたのであります。そしてこれは義務責任が港灣管理者にある点がある程度明確になつてまいつてゐるわけでございします。そうなりますと、こういうふうな外国船が油を流す場合、これは港則法によるところの範囲の問題であるとする、管理者ということになる。当然停船して油を積みおろしているわけですから、そういうようなことは明確なはずで、いままでは荒尾漁業組合のほうから当然こういうような問題に対して提起されておつたわけであります。被害の額もはつきりいわれておるわけでありまして、しかし、こういうような問題についてもはつきりしなかつたのは、法律がはつきり現存しないからであり、条約が批准されておらなかつたからであります。そうなりますと、今後は当然条約は批准されるだらうと思ひます。それから本法律案は法律化するのであります。そうなりますと、当然そういうような外国船については、そういうふうな逃げ出すようなことはさしておくはずはないと思ひます。行つたものはしょうがないなんて、そんなことを言つて——油を流すのは現場で押えられるのですから、被害の点の認定だけはあつたとしても、もう

すでにそういうのは現行犯でわかるわけですから、そういうのは外国に行つたらしようがないなんて、それは答弁になりません。私どもとしては、そういうようなことじゃなく、今後そういうようなのはわかる、損害額の決定、こういうようなことについては、当然外国の船舶であつて日本国の裁判によつてこれは損害賠償の請求をなし得るものである、これが当然そういうふうになるのだということを確認しておきたいのです。そうなのか、そうでないのか聞いています。

○大橋國務大臣 外国船舶の海上における油の投棄は、本法の成立によりまして明らか日本国内法の定める犯罪行為になるわけでございします。したがひまして、いやしくもさような犯罪をなす船舶があらまされたならば、ことに外国船でありましたならば、海上保安庁といたしましては今後一そく嚴重に取り締まることにいたしまして、いやしくも損害の補償を行なわない間は船を差し押えて、出ていくことのできないようにする行政措置を今後検討いたします。そして完全なる補償を確保するというふうな行政的をやつてまいるつもりでございしますので、そういう意味でひとつ御了解をいただきますと思ひます。

○島本委員 本件についてはそういうふうな了解をし、今後こういうような事故の発生がないことを望みます。

次に、第三点として、この点もお伺ひしておいて結論を得たいと思ひます。

最近のタンカーによる座礁、衝突事故といううなものはいままでに明らかになつておりますが、漸次これは果増の状態にあるわけであります。タンカーの衝突では、和歌山県で一億二千万円の損害を漁業関係者に与えておつた。それから座礁による損害は徳島県だと思ひましたけれども、五千数百万円の損害を与えておつた。主として損害を受けるのは沿岸漁民でありまして、根つけ漁業と申しますか、ノリだとかいうようなものに対しての被害が多い。ところが、それだけではなしに、今度定置網だとか底びき漁場、こういう

ようなものに対しての損害さえもはつきりあらわれてきておるのであります。そうなりますと、そこについていたものが損害を受けた場合はすぐそのものの損害額はわかるのであります。定置網によるところの年間のこういうような収入を見てやると、または底びき漁場、こういうようなものが汚濁並びに損害を受けた場合におきましては、現状回復させるということについてはなかなか困難な事態に相なるかと思ひます。これはだれが見てもそう思ふのです。したがつて、今回の条約が批准されたあと、本法案が法律になる。このあとにはこういうような漁業それから財産権——漁業権は財産権でありますから、そういうような意味において、こういうようなものに対する救済と補償という点も十分考えられなければならぬはずじゃないかと思ひます。それけれども、この点についていかがでしょうか。

○大橋國務大臣 この救済の問題になりますと、先ほど申し上げました公害対策基本法案の付属法律といたしまして今後制定されるべきものと存じますので、その際に御趣旨のような点についても十分検討いたしまして、適当な対策を織り込めるようにつとめたいと思ひます。

○島本委員 ことに、いままで相当の損害もありませんが、これだけではなしに——水産関係の人は来ておられましようか。

○八木委員長 水産庁の藤村漁業振興課長が見えております。

○島本委員 それでは漁業振興課長にお伺ひいたしますが、こういうような漁場に対する荒廃化並びに定置網漁場に対しましての損害、こういうようなものが現在までの間に相当あり、この補償や賠償等につきましてある程度の結論、もう実施済みのものもあるかと思ひますが、こういうようなことに対して水産庁はいままでどういうような指導をしておられましたでしょうか。

○藤村説明員 加害者の明確なものにつきましては、そのつど補償で解決するように指導しております。いままでにやりました例で、資料をたたい

まちよつと持つてまいりませんでしたけれども、三十七年ですか、千葉県で起きたイグル・クリエ号につきましては、そういうものを含めまして一億九千万の補償をいたしまして解決いたしました。いま先生のお話にありました和歌山県に起きたテキサダ号と銀光丸の事件につきましては、一億二千万という事でいま会社側と話を進めているところでございます。

○島本委員 そのほかいろいろとまだ未解決の問題が——こういうようないろいろ漁場の荒廃になったものに対してはまだ手を染めてない点も多いと思うのです。資料を持ってこないという以上はしょうがありませんが、こういうような点は、いま救済措置を講じてやろうとしても、漁業関係の分だけには水産庁あたりで十分見てやって、連絡を緊密にしてこの問題に対処をするのでなければならぬのじゃないかと思うのです。

せつかく運輸大臣も救済に対する対策に対しては万全を期していきたいというのですから、いままではほとんど水産庁のほうで泣き寝入りの状態が多かったと思いますが、今後はそういうことのないように十分連絡をとって進めてもらいたいと思います。

○藤村説明員 今後は運輸省と十分連絡をとって、御趣旨に沿うように進めたいと思います。

○島本委員 第四点として、石油コンビナートの問題についての脱法行為についてちよつとお伺いしたいと思ひます。この法律案によると、百五十トン以下のタンカー、五百トンまでの一般船舶と、いうことになるのであります。そうなりますと、一般船舶の場合は、もう港則法の適用を受けて一万メートル以上離れたところへ捨てると、それに対しての拘束は何も受けない。そういたしますと、小型の船であるならば、油並びに油を含んだ残滓と申しますか、そういうようなものを捨てるのに、当然場所を得ない。そのために一万メートルをこえる場所へ小型の船で定期的に行つて捨てても何ら取り締まりの対象にならないということに相ならうかと思ひます。しかし、やはり水は流

れますからいろいろな点で被害を発生してくる。

○大橋国務大臣 お話のごとく、この油により海水の汚濁の防止に関する法律では、一万メートル以上の水域に小型船で廃油を投棄することを取り締まることはできません。しかし、このたびこういう法律ができたのでございまして、小型の船舶につきましても、特にそうした油の放出と、いふ業務に關係が深いようなものにつきてはよく調査をいたしまして、そういう船については特別なる行政指導をいたしまして、捨てる場合においては五十海里の外に捨てるといふふうに指導をいたしましてまいりたいと思ひます。運輸省といたしましては船舶業者に対してはいろいろな面でもめんどろも見ておきますので、本気で行政指導をいたしましては相当効果があげ得るだらうと思ひます。それでも効果がでないということになりましたならば、特に伊勢湾であるとか東京湾であるとか瀬戸内海であるとかいうようなところにおいては、一切の船舶の油の投棄を禁止するといふような新しい立法も場合によつては考えなければならぬと思つております。いずれにいたしまして、運輸省といたしましては、この立法を機会に海水の油による汚濁については本気で取り組んで努力いたすつもりでございします。

○島本委員 そういふように強力に対処されるように望みたいと思ひます。

第五点目として、これは保安庁関係にお伺い申し上げたいと思ひます。最近四十一年度の海上保安白書なるものが発表されたら聞いておるわけですが、その内容は、四十一年中の遭難船舶は二千八百二十四隻で、五百四十五隻は沈没、行くえ不明であり、五百四十四名の生命はなくなつたものである。そして損害額は百三十六億に達してゐる。そして小型の鋼造船と大型タンカーの遭難がことに最近多くなつてゐる。一千トン以上十五隻、うち十一隻は一万トン以上である。そして油送船の遭難が百三十八隻だ、百トン以上五百トン未満の鋼船というようなのは百三十七隻であり、全船舶の約一割、一〇％に達してゐる、こういうようなことをいわれておるわけであり、そういうのは今後油送船関係のものは特に気をつけなければならぬという保安庁の一つの含みがあるのではないかと。鋼船、木造船を問わずこれは気をつけろという意味ではないかと思ふのですが、この白書の内容は大体こういうふうなことでございしますか。

○榎本説明員 いま島本先生からの御指摘の点は海上白書の内容でございします。小型の漁船あるいはタンカーの遭難について御指摘がございましたけれども、最近確かに多くなつております。特にタンカーにつきましては、隻数自身が石油の需要の増加に應じて多くなつて、したがって、事故の数も遺憾ながら多くなつて、もちろんここで事故と申しますのは、沈没したもの、衝突、乗りあげ、それらの事故が全部入るわけであり、す。タンカーの事故につきましては、油濁の防止法案が成立したのと相まちまして、特に大臣からも強い御指示がありまして、海上保安庁といたしまして、現在の船艇に必要に応じて消防能力を持たせまして、あるいは一たびタンカーの遭難が起つたときには、救難、それから事故の拡大を局限いたします。そういう措置を十分立てられますように、これには時間がかかるかと思ひますが、最善を尽くしたいというのでいま準備

中でございします。

○島本委員 この鋼造船並びに油送船の遭難とあわせて、小型漁船の遭難が千四百五十五件もあつた、こういうふうなことも報ぜられておるわけであり、これに関連する問題に相ならうかと思ふわけであり、また、ことに漁業船舶でも小型でも、全部油を引いておる機動力のある船舶にとつては、油の損傷が相当多い状態が発表されてゐるわけであり、そうなりますと、その背景には相当な漁船の遭難、これには貧しいがゆゑに無理をしてゐる、こういうようなこともあろうかと思ふのです。最近では北海道あたりでも、これは私よく存じております、北朝鮮の近海まで北海道から漁獲のために行って遭難している例もあるのです。松登丸という船、ほんの小さい船ですけれども、北朝鮮の近海まで行つてゐるのです。そして五月二十三日に遭難してゐる。遭難じゃありませんが事故を起こしてゐるのです。これはもう保安庁で御存じだらうと思ふのですが、それも乗り組込みと船だけは帰り、船長だけがそのまま人質に拿捕されてゐる。こういうようなことなんですか。しかし、そういうようなことでも一つの海難、海の遭難でございまして、理由のいかんを問わず、やはりこれは解決しなければならぬ問題、あつてはならない問題なんです。いまこういうふうに見ますと、やはり早期帰還をいねがう妻のいろいろな訴えも申し述べられておるわけがございまして、日赤を通じて北朝鮮の日赤との交渉、こういうようなこともいろいろいわれておるようであります。こういうような漁船の遭難、こういうようなことも保安庁でも最近著しくなつたことは十分お認めのとおりだらうと思ふのです。この北海道の松登丸の、ことに北朝鮮の近海まで行ってレーダーの故障によつてそれを直している間にやられたということに對しましては、なかなか国交が回復しておらない現在、困難等もあるかと思ひますが、この五月二十三日の松登丸事件に対してどのような調査を進め、またこれに對しての解決の方法を講じ

真剣に取り締まりがなされていなかったのではな
いかという感を深くするわけでございます。こと
に港則法を拝見いたしますと、第二十四条に次の
ようなことが書いてございます。「何人も、港内
又は港の境界外一メートル以内の水面において
は、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみそ
の他これに類する廃物を捨ててはならない。2 船
舶は、特定港内において、前項に規定する廃物を
処理しようとするときは、命令の定める標識を附
したごみ船であつて港長の指定するものにこれ
を移し、又は港長の指定する場所これを捨てなけ
ればならない。」という規定があるわけでござい
ますけれども、これまでバラスト水あるいは廃油
に關しましては、一体こういう規定が守られて
おったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○榎本説明員 河上先生の、従来港則法二十四条
の一項、二項が守られたかということにつきましては、
守られるべく違反につきましては検挙につ
とめてまいりました。しかしながら、現在の港則法で
は、いまだここで御審議をいたしております油濁
防止法案と違ひまして、いまも先生から御指摘が
ございましたように「みだりに」ということばが
あります。したがって、故意に捨てたとかあるい
は正當な理由なくして捨てた者は罰するといふ
ことになっております。取り調べをいたしました
者の有罪になりました者が、四十一年、昨年度で
七件という少ない数字になっておりますのは、実
はそういうことであります。今後さらに油の違反
につきましては、港則法の二十四条の違反につ
きましては、また、さらにたゞいま御審議中の新法
案が施行になりましたら、取り締まる場合、最善
を尽くしまして法の目的とするところが確保でき
ますように海上保安庁としてはいたしたい、こう
思っております。

○河上委員 いまはそういうみだりにやつた場合
に処罰の対象になったというお話でございますけ
れども、この二十四条の第二項によりまして、こ
れを指定の場所で処理しなければならぬ、こう
なっているわけでございますが、いま本案で審議

しておりますことで明らかになっておりますよう
に、従来こういうものの処理施設がないわけでご
ざいます。したがういまして、この第二項は全然守
られなかったというふうに理解されますけれども、
それをほつきりとしてここで承認されますか。

○榎本説明員 バラストが港の中で多いわけで
ございますが、廃油を処理します廃油処理船、これ
がなかったわけではございません。ただ十全で
あったかという点につきましては、陸上の今度の
法案にありまふような処理施設というのはいま
でございまして、そういう点では御指摘のと
おりの現状だと思ひます。

○河上委員 いま海上保安庁の方がはつきりと認
められましたように、港則法は、いわばやむを得
ざる事情があつたにせよ、ざる法であつたとい
うことが一つ。それからいま一つは、この公害問題
に關する取り締まりといふものは、單に精神主義
的なものでは解決しない。それに対する相當の社
会的な投資をしなければならぬといふことをこ
こに示しているように思ふのであります。そうい
う点から見まして、今度の法律も大いにざる法に
なる危険があるんじゃないかと、私はそう思ふの
でございまして、海上保安庁は今後、先ほどの島
本委員のお話にもございましたように、国内船舶
からではなく、外国船舶についてこれを取り締
まらなくては行けないわけでございまして、こ
ういふものをもし故意に廃棄、もしくは知らない間
に漏らしているような場合、これを取り締まるに
はまず発見しなければならぬわけでござい
ます。海上保安庁として、こういう問題について取
り締まりのためにどの程度の船をさくことができ
るのか、それをここでお知らせいただきたいと思
ひます。

○榎本説明員 海上保安庁で現在持っております
巡視船艇は大型、小型合わせて二百九十八隻
でございます。そのほか航空機が十六機ございま
す。もちろんこの巡視船艇の業務の一つとしたし
まして、また重要な業務といたしまして、あるい

は航空機による空からの油による汚染があるかど
うかという調査等を進めたいと思ひます。それ
も、このうちどれくらいに油に専念できるか。海
上のことでございまして、ほかの取り締まりあ
るいは海難の予防的な業務のかたわら、油の流出
があるかどうか、法律の違反があるかどうか、こ
れを監視いたすことも目的であるわけでござい
ますが、このうち何隻が油の防止あるいは法の監視
のためにさき得られるかと申しますと、ちよつと
ここで答えたいしかねます。そのようなわけで
ございまして。

○河上委員 では、いまのような状態で十分に実
効をあげ得るとお考えになつておられるか、残念
ながら十分であるという見通しでおられるか、
その点を伺いたいと思ひます。

○榎本説明員 現在与えられております勢力は船
艇、飛行機、ことに船艇の配属を十分考えま
すし、また、これは大臣から特に今後油の対策に
は海上保安庁は当然のこととて今後油の対策に
今後その増強あるいは適正な配置等につきて
強力に進めさせていただきたいと思つておりま
す。現状で十分かどうかと申しますと、十分だ
いふふうには私どももいたしましては断言いたし
かねます。

○河上委員 要するに、いまのような現状、お答
えでは、この法律も、どうも港則法がざる法で
あつたといふのと同じような結果になるおそれ
があると思ひます。私は、そういう点を憂えて御質
問したわけでございまして、ひとつこの点につ
きましては、今後努力していただきたいと思ふの
でございまして。

なお、海上保安庁は、港内の中については管理
権はないと理解しておりますけれども、それで
ございまして。

○榎本説明員 港内の中は管理権……
○河上委員 いや、港内の中は取り締まり……
○榎本説明員 これは現在の港則法でもございま
す。

は、油の投棄あるいは漏出という問題につ
いて、港内管理者として取り締まるという権限が
あるのかないのか。海上保安庁との取り締まりの
限界、接点という問題につきては、先般わが党
の加藤委員より油火災に關して御質問がありま
した。その際も、どうも火災に対する責任とい
ふものが、その接点に非常にあるといふことが
露呈されているわけでございまして、この取り
締まりの面についての接点というものの、責任範囲の
接点というものはどういふふうにお考えになつて
おりますか、伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 各港内には港務ごとに港長とい
うものがおりますが、これは海上保安庁の出先機
関に相なつております。この港長が港域内におけ
る港務警察権を持つておられるわけでござい
ます。それに対して港務管理者といふものは、營造物
としての港務を持て管理する、これが仕事にな
つております。したがつて、港務を修築したとき
とか、あるいは港務の一部が破壊されたときにそ
れを修理いたしますとか、また先ほどちよつと他
の委員の御質問にございまして、港務の一部に油
が投棄されて臭気を発し、これを除去には、警察
権の行使として行なうよりは、港務管理者が港務
の良好なる状態を回復する処置として行なうとい
うような場合におきましては、これは警察権でな
く港務管理権として行ないます。そういうたよう
な港務の管理権を行なうのが港務管理者であり、
取り締まりその他港務の警察権を行ないますのは
海上保安庁、したがつて、執行権は海上保安庁が
持つております。これは機関としては先ほど申し
上げました港長でございまして。

○河上委員 この問題を伺ひいたしましたの
は、油火災の場合なんか非常に入り組んだ關係
がございまして、たとえばいまの施設という話
で、港で火災が起きたら消火の必要上接岸した場
合は、これは港務管理者の責任になるのかどう
か、そういうような非常にむづかしい問題がある
ように聞いておりましたものでちよつとお伺ひ
いたしました。そういう場所というよりも仕事の

は、油の投棄あるいは漏出という問題につ
いて、港内管理者として取り締まるという権限が
あるのかないのか。海上保安庁との取り締まりの
限界、接点という問題につきては、先般わが党
の加藤委員より油火災に關して御質問がありま
した。その際も、どうも火災に対する責任とい
ふものが、その接点に非常にあるといふことが
露呈されているわけでございまして、この取り
締まりの面についての接点というものの、責任範囲の
接点というものはどういふふうにお考えになつて
おりますか、伺いたいと思ひます。

性質で分けるように伺ったわけですが、それでよろしいわけですか。

○大橋國務大臣 そのとおりでございます。

○河上委員 それから、この限界という問題に關連してございませうけれども、すでに皆さまでから再三御質問がありまして、本法並びにそのもとになります条約では五十海里というようにございませうけれども、小型船については港則法による一万メートル、その間のギャップというのは今後とも野放しになる。小型船については野放しになるということがもうすでに明らかになっておるわけでございます。しかしながら、政府としては、小型船についても港につくりました施設を利用するように行政指導をされるつもりなのかどうか、それとも、百五十トン未満のタンカー並びに五百トン未満の一般船については、その施設はむしろ利用させないと言つてはあれでございませうが、させないようにするつもりなのか。法を嚴格に実行するために、非常に進んできた場合には、一般船五百トン以上並びにタンカー百五十トン以上はやらなければいけないわけですね。そういうものを優先させると、小型船のほうはちょっと待つてくれというようになる場合も考えられるわけでございますけれども、そういう場合に、施設の利用について、小型船についてはできるだけそれを利用するように指導するの。それとも、ちょっと待つてくれというように事態が想定されるのか。その点についてお伺いしたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいま御質問のとおり、百五十トン未満のタンカーと五百トン未満のその他の船につきましては、本法の適用がございせん。したがひまして、港則法の港域並びに一万メートル以内におきましては、これらの船舶について港則法でもって、受け入れ施設があればそこで廃油を処分できますので、違反は取り締まれます。ただその中間の水域のものは、その数は多くないと思ひますけれども、やはりこういったような方向での行政指導はしていきたいと思ひます。

さらに、もしもそういう被害が非常に多いということであれば、トン数も拡大しまして、それ以外の船にも本法を適用していくというふうに今後直していくということも必要かと存する次第でございます。

なお、処理施設の利用でございませうけれども、やはり本法の適用を受ける船を先に優先的にやらざるを得ないというふうに考えております。もちろん施設がたくさんできれば、それも行政指導で、やはり利用していただきたいというふうに指導はしていきたいというふうに考えております。

○河上委員 もちろん、理想としてそうなれば一番いいわけですが、事実上いまの六港においてさう、施設をつくるわけではございませうけれども、それで法律の適用船を十分にまかない得る見通しがあるのかどうか、その点ちょっとついでに伺つておきたいと思ひます。

○木内説明員 廃油処理施設でございませうが、港管理者のつくります廃油処理施設につきましまして、国の補助で施設の整備をしていくことになりま。その場合に、いま河上先生から御指摘のございまして、先ほどの運用でございませう。これは海上のことでございませうから、法律に定められた百五十トン以上の船を先にやつて、小さい船をあとにやるというように運用は、なかなかむずかしいございませう。精神としましては、海をきれいにするということが精神でございませう。取り締まりの対象になる船以外も海に捨てないようにするためにはできるだけこれを便利な捨て方をさせるというように運用をさせるように指導していきたいと思ひます。施設の能力でございませうが、算定された能力には、平均の能力でございませうと非常にピークがあります。天候によりまして、港の場所によりまして非常にピークがございませう。十分余裕がございませう。弾力的に運用するように指導していきたいと思ひます。

○河上委員 では、いまのお答えは若干食い違ひがあつたように思ひますが、後者のほうが正しいというふうに理解してよろしいわけ

ございませうか。

○鈴木説明員 ただいまの木内課長のが正しいと存じます。

○河上委員 私は、もし二者択一の場合、小型船を施設に連れてくるというのか、それとも一万メートルの外に行つて捨てろというのか、そういう問題をちょっとお伺ひしたので、政府としては、できるだけ施設に余裕のある限り施設へ連れてくるというふうに指導するということをお考えだと理解してよろしいわけではございませうか。

い限り、油による火災とかあるいは衝突事故による油の流出という問題はどうしても付随的に起こる、こういうふうな考へるわけでありませう。したがつて、海上の交通難に際しまして、政府の海上交通に対するお考えというものをちょっと伺つておきたいと思ひます。

○鈴木説明員 さうでございませう。

○河上委員 それでは最後に一つお伺ひいたしますが、それは海上交通に対する政府のお考えでございませう。これはあるいはこの問題と若干離れていられるかもしれませんが、「海上保安の現況」という白書によりまして、先ほど島本委員が四十一年中における遭難船舶の実情につきましまして引用されておつたのでありますが、この同じ白書によりまして、三海里未満の海域の事件というものが、隻数でいいますと七二%に上る、こういうようなことが出てくるわけではございませう。したがつて、その中には当然タンカーによる遭難事故あるいは衝突事故というものが多分にあるのではないかと思ひます。そのような意味で、海上交通の問題とはかなり事実において密接な関係がある、こういうふうな思ひでございませう。実を申し上げますと、最近五月二十六日、それから五月三十日に、それぞれ神戸港で船の衝突事故が相次いで起こりました。二十六日の事故は別府航路の客船と小型タンカーとの衝突でありまして、三十日は貨物船と貨物船の衝突でございませう。新聞などによりまして、この事故の原因には多分に海上モラルの欠陥というふうなことも要素の一つにあげられておるようではございませうけれども、しかし、基本的には陸上と同様、非常に海上交通が激しいところからきてゐるわけではございませう、こういう海上交通に対する取り締まりといひますか、指導といひますか、そういうものがはつきりとな

○大橋國務大臣 最近になりまして非常に海上交通がふくそうしておることは御承知のとおりでございませう。ことに東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等が非常に込みようでございませう。しかもタンカーの大船化によりまして、大型船はこれが運航にもいろいろ技術的に困難がございませうので、特定の航路を優先的に使用させるといふ必要もあるものでございませうが、いまだにそのことになつておりません。そこで運輸省といひましたことは、何とか狭水路における船舶交通のふくそうを緩和し、事故を極力避けるという意味において、出入の航路を明確にし、そのために必要があれば航路の開きであるとか、あるいはまた航路標識の完備であるとか、また将来は飛行機と同じように、電波によつて航路を誘導するといふようなことをも考へる時期があるかもしれないが、そうした措置をいま申し上げました三つの水域について急速に立てよう、こういう方針を決定いたしました。関係当局におきまして、それぞれそれらの地区について実際に即した計画を立てておるわけではございませう。すなわち、出入の航路をどうするか、どこに設定するか。それに対していかなる保安設備を必要とするか。また、水路を掘きくする場合においてはどの程度の予算が必要か、こういうふうなことをたゞいま具体的にやつております。近く結論を得ましたならば、ぜひ来年度の予算要求に頭だけでも出したし、また、来年の通常国会においては必要な立法措置について御提案申し上げたい。それをいま準備中でございませうので、いましばらく御猶予賜りたいと存じます。

○河上委員 いまの海上交通に対する対策は、この委員会の専門の事項ではないと思ひますけれども、非常に関係のあることではございませうので格別

な御検討をいただきたいと思いますが、いま私が御質問申し上げただけでも、お答えの中にはつきりと示されておりまして、どうも現在の港則法というものはほとんどこの法に近いような状態である。また、現在審議中のこの法律が実施された場合にも、それを実行する上で必ずしも万全ではないという印象を受けますので、船の油による海水汚濁条約が港則法の二の舞いにならぬように、ひとつ御努力いただきたい。特にその点を留意していただきたいと希望いたしますのであります。

なお、罰則の件につきましては、私は同様の観点からお尋ねするつもりでございましたが、中谷委員も先般その点を特に強調されておりますし、この問題につきましては法律家である中谷委員からやっていた方がいいと思いますので、私の補足の質問はこれで終わりたいと思います。

○八木委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 ごく簡単に十分ばかりお尋ねをいたします。

保安庁の参事官にお答えをいただきたいと思いますが、「港則法第二十四条違反事件処分結果」という参考資料をいただきました。これは本法案の罰則の取り締まりの効果をあげる上で関係があるという点でいただいた資料でございますが、その中で一点だけこの資料をもとにお尋ねをいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、板川委員長代理着席〕

昭和三十九年検査件数四十九件、昭和四十年検査件数百十二件、昭和四十一年検査件数百二件とございます。そこで昭和三十九年未済等十一件、昭和四十年未済等五件、昭和四十一年未済等六件、こういうことに相なっているわけでございます。そこでお尋ねをいたしたいのですけれども、昭和三十九年の未済というのは、一体これはどの時期における未済なのか、この点をひとつ最初にお答えをいただきたい。

○榎本説明員 いま三十九年から三十九年の検査件数のうち未済が十一件、五件、六件、この未済の

状況につきましては、お手元にお持ちかと存じますが、その資料の注の二にございますように、現在検査官の処分結果の出ないものまたは他の検査官に移送中のものを含んでおるわけでございます。

○中谷委員 御答弁中ですが、質問の趣旨はわかっていただけたと思うのです。三十九年度どの時期で未済ですか、どの時期で移送しているのですかというのを聞いています。もう一度お尋ねしますけれども、二年も三年もたつて未済だ、移送中だというはずはないんだから、この表は不親切ですよ。こういうことを結論をいえる言いたいのです。ですから私が聞いたのは、未済だ、移送中だとおっしゃるけれども、一体それはどの時期をとっておっしゃっているのですか、こういう質問なんです。

○榎本説明員 これは三十九年度末におきまして未済のもの十一件と考えます。——失礼いたしました、暦年でございませう。

○中谷委員 いまから十五、六年前に大橋運輸大臣が法務総裁のときに、私、訓示を受けた記憶があるのですけれども、運輸大臣のほうが非常にお詳しいようですけれども、参事官にもう一度お尋ねします。

この表はそういう点から申しますと、未済、それは注の二に出ていますけれども、少なくとも昭和三十九年末とかいうことの未済等というふうな表としては、その後その未済が、昭和四十年、昭和四十一年においてどういうことになったかという点については資料をお持ち合わせがない、こういうことでございませう。

○榎本説明員 そのとおりでございます。

○中谷委員 非常にこまかいことをお聞きしたと思うのです。私がなぜそんなこまかいことをお尋ねしたかと申しますと、現在審議をいたしております法案がなる法になるおそれがあるではないかという点で、このような参考資料をお出しになってきたことが、そもそも港則法第二十四条の取り締まりにおいてもあまり熱心じゃない。こういう

うふうな未済件数昭和三十九年十一件、こんな表が出てくるはずがないわけですね。移送した結果どうなったかをずっと調べていけば、おそらく昭和三十九年の未済なんというものはゼロのはずですね。そういうことでございませう。——その点でまず私は非常にこまかいことをお尋ねいたします。

同じくこまかいことをお尋ねいたします。私は、港則法がどうもざる法であり、あまり厳格でないように思うからお尋ねしますけれども、そういうことがわかっておるのだということであらう、もう一つございませう、違反した船舶の種類、トン数、そういうことの類別ですね。これはお答えいただけますか。

○榎本説明員 ただいま手元にございませうけれども、時間をかしていただければ、港ごとに、年ごとに、件数一件ごとに資料はできると思ひます。

○中谷委員 せっかくこの前委員長にお願いをいたしましたので、こういう参考資料を出していただけたわけだから、何も詳しいものをそこまでお書きいただかなくても、そういうふうな資料要求があれば、当然そんな質問があるというふうなことは予想していただいて、その程度はやはり準備をしていただきたと思うのです。逆にいうと、そんなことについてお調べいただけないというところが、港則法がざる法なるゆえんのものだと思ひます。まさにこの一覧表の中からそのことを論証せざるを得ない。私はこのように思ひます。

それでは傾向として伺ひたいと思います。どのような種類の船舶——しるすとすから、そういう表現がいかにどうかかわりませう。どのような種類の船舶、どの程度のトン数の船舶が港則法第二十四条のこの資料の違反を一番犯している傾向が強いのですか。一般的な性格論でなくて、お話として伺ひたい。

○榎本説明員 ちょっといま手元に資料を持っておりませうので……。

○中谷委員 そうすると、この違反件数二百六十

三件は、いわゆるどの高等検査官、地検、あるいは区検管内が一番多いのですか。結局それはどの港と対応するのだというところは、一般的な傾向としてはすぐお答えいただけますか。

○榎本説明員 お答え申し上げます。昭和三十九年で申し上げますと、油によるもの東京湾が三十一件、瀬戸内海で一件、関門付近で四件、九州で六件、真日本で五件、合計して五十件となっております。

○中谷委員 それではお尋ねしたいと思ひますけれども、それは出入りする船舶の数と必ずしも検査件数と一致してはいないのではないかと私思ひます。そうすると、いわゆる港則法によるお取り締まりについて、かなり地域的なあるいは港による差異、いわゆる色合い、濃淡、強さ弱さ、こういうものがあるのじゃないかということがいままでの御答弁の中から私感しますけれども、この点は統一的な取り締まりということに努力しておられるのでしるすけれども、結果としてそういうふうな数字が出てきたならば、そういうことはあるかもしれないというように私疑問を感じますが、この点いかがでございますか。

○榎本説明員 取り締まりにあたりましては公平を期し、あるところで特別にということはございませうけれども、ただ限られた船舶、人員でやっておりますので、あるときにはそこにおきまして検査した件数が多かったということがあることと存じます。

○中谷委員 そこで次に、港則法第二十四条の四項についてお尋ねをいたします。このような四項を適用されたという場合は、この検査件数と一致しますかどうか、この点はいかがでしるすか。

○榎本説明員 第二十四条の四項によって港長が場所等を指定いたしますこととこの件数とは直接関係はございませう。

○中谷委員 そうすると、少なくとも検査した件数の中で、自主的に四項で命ぜられる以前に処置をしない者に対して命じた場合があると思うので

すが、どの程度命じた件数がございますか。それは三十九年、四十年、四十一年でひとつお答えいただけますでしょうか。

○榎本説明員 二十四条の四項の規定で実際に命じたことはいません。できるだけ行政指導等目的が達せられるようにいままです。

○中谷委員 そうすると、前回大臣が御答弁になりました——参事官おいてなっていました。行政執行というお話も、行政代執行もできるのだ、命じてそれに応じなければならぬのだという法律のお話をなさったというふうな質疑者としては理解しておけない、また理解をなさるを得ない、こういうことになりませんか。

○大橋國務大臣 法理を申し上げたわけでございます。

○中谷委員 たいへん恐縮ですが、法務省刑事局長さんにお尋ねいたします。実は港則法の審議じゃないのですけれども、私非常に気にかかる点があるのです。と申しますのは、港則法二十四条の一項に「みだりに」とあることは明白でございます。前回の委員会では、——これはそういうふうな御説明で私いいのだと思っておりますけれども、「みだりに」だから目に余るものを検挙するんだというふうなお話がございました。きょうはまた先ほどからお聞きしております、それはこういう意味だというふうなお話があった。あるいはまた「正当な理由なしに」というようなお答えがあった。「みだりに」というようなことばについて、前回から三つ、四ついろいろなおことばが出てくるわけですね。「みだりに」だから検挙件数も少ないのだということですが、港則法というものを真剣に適用しようということになれば、それはどここの委員会「みだりに」ということばが、説明の便宜上とはいえないようなことばが次々と飛び出してくるはずがないのです。ですからジュリストの間では「みだりに」でいいと思えますけれども、「みだりに」とはこんなことだということ刑事局長さんのほうから——起訴猶予

の件数も若干あるようでございますから、この点を御答弁いただきたいと思えます。

○川井政府委員 「みだりに」とか「故なく」とか「ことさらに」とか「正当の理由がないのに」というように、最近行政取り締まり法規にいろいろなことばが使われておりますが、これはその時代によりまして、一つ一つの法律にやはり立法理由等の関係でそれぞれのニュアンスの相違があるようでありまして、しかしながら、私どもの最近の解釈といたしましては、いろいろありますけれども、構成要件等との関係の解釈におきましては、結局は「正当な理由がないのに」という程度のことばである、こういうふうな解釈しております。

○中谷委員 こまかいことばかり質問しておつて非常に恐縮ですが、一点だけ最後にお聞きをいたします。

港則法二十四条の四項において、違反した者に対してそういうふうなものを取り除くことを命ずることができ、要するに現状回復といつていいのですが、そういう規定がございます。ところが、先ほどから港則法に關して非常なこまかいこととこまかいこととすけれども質問させていたというところですが、資料のお手持ちがないということとで必ずしも答弁が御明確でないということとは、逆に言うと、港則法二十四条というものは、逆にお取り締まりということについてはそれほど真剣にお取り締まりをやっている。海上保安白書を拝見いたしましたけれども、密輸等非常に大事なお仕事等でございます。しかし、保安白書の中に出てくるその他の海事事件という一覧表、二、三行しかお書きになっていない。それはそれとして、そういうことだとすると、罰則が今度の法案では港則法よりもふえて重くなっているけれども、二十四条の四項に似たような規定というのは、今度の法案の場合にはどういうふうな理解をしたらいいのでしょうか。この点をひとつ審議官のほうからお答えいただかせませんか。

○大橋國務大臣 審議官名さして御質問でございます。

ました、便宜私からお答えを申し上げます。従来、港則法第二十四条の取り締まりについて当局の熱意が不足であったという御断言でございましたが、私もこの点については中谷委員の立言に賛意を表するわけでございます。確かに従来熱心にこれの励行につとめておつたとはいえないようでありまして。

〔板川委員長代理退席、委員長着席〕

それはどういふ理由かということを考えてみますと、やはりその取り締まりの励行についての社会的な要求というものがそれほど高くなかったというところもあるのじゃないかと思うのでございまして、そういう場合において、取り締まり当局が取り締まらないうちに熱心に入れるということ、かえって社会の批判を呼ぶことになりまして、取り締まり者の立場として無理のない取り締まりをしておるということだつたらうと思つております。それが証拠に、先ほど数字の内容について説明がございましたが、検挙件数では、東京湾の湾内でおおむね行なわれております。これはやはり東京湾が非常に被害が多いこと、それから東京湾の漁業者がそういう問題について非常に熱心でございまして、自然と取り締まり当局もそれにさえられてきたと思つてございまして。この場合におきまして、港則法の規定は今まででのとおりでございますが、新しく今度の海水汚濁防止法ができるということになりますと、これ自体が取り締まりの一つのささえとなるべき世論を示すものでございまして、このたびの法律が成立いたしましたならば、港則法二十四条の取り締まりにつきましても、おのずから取り締まり当局は従来と同じ態度を続けることは不可能になる。こう思うのございまして、そうした場合において二十四条をできるだけ完全に運用して、場合によつては二十四条第四項というものを活用する、そういう態度になるだらうと思つて、また私といたしましては、そういう方向に世論の動向から見まして取り締まり当局を指導する責任がある。かように考えておるわけでございまして、立

法後においておのずから嚴重にいたしたい、またそうなるであらう。この点をひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○中谷委員 大体質問はこれで終わつたわけですが、一点だけ念のためにお聞きしておきます。

法案の三十条の第四項です。「第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」人権保障の規定だらうと思ひます。この種の規定については、税法等にもしばしば見受けるところでございまして、検査をいたしまして、本法案に記載されておりますような書類等の任意設置はできるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○鈴木説明員 任意設置できるというふうに解しております。

○中谷委員 そうすると、検査をした書類あるいはその他の物件が他の犯罪に結びつくという場合、検査の結果そういうものを認めた場合、これはその四項とはどういふ関係に相なるのか、質問そのものが若干整理できておりませんが、お答えいただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。結局三十条一項の趣旨でございまして、こういう趣旨で設置し得るというふうな解しておりますから、別の犯罪と関係なしというふうな解しております。

○中谷委員 いろいろの法案についてもこの種の条文がありますし、判例もあります、新しい法案です。念のためお聞きしたのですが、いまの御答弁では、四項そのものをお読みになっただけのような気がいたします。

そこで、私もこれで質問は最後だと申し上げましたので、これで終わりたいと思ひますが、実は委員長にお願いしたいと思ひます。それは油送船の百五十トン、五百トン、これは各委員からもういふん質問がありました、気になるわけですね。したがって港則法二十四条違反事件、この表のうち違反している船の種類、それからどの

程度のトン数の船が違反して検挙されているのか、この二つについてひとつ資料をお出しいただきたい。それから、これは前のことで無理かもしれないけれども、この三十九年の未済十一件というのはいふていまいだと思ひますので、この間の未済の行くえについて、これもそれほど努力を要しないという観点から、これらの資料の提出方について委員長より御指示いただきたい、これをお願いいたします。

○八木委員長 ただいま中谷委員から要求のありました資料について、政府のほうで急作成して委員会に御提出されることを要求しておきます。次回の委員会は、来週の火曜日を予定いたしておりますので、それまでに間に合うように至急御作成を要望いたします。

○中谷委員 終わります。

○八木委員長 この際、公害対策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。岡本富夫君。

○岡本(富)委員 最初に、運輸大臣に一言お聞きしたいのですが、このたび提案されております海水の汚濁防止の法案につきまして、先ほどからいろいろ質問がありましたが、不慮の衝突というように災害によって受けたところの漁業者の被害の救済についての考慮が非常に抜けている、こういうふうに思ふのですが、運輸大臣どうでしょうか。

○大橋国務大臣 これは不慮の衝突を予防するための法律でなくて、船から海上へ油を投げ捨てるというふうなことを取り締まるためでございます。これら行為についての取り締まりだけを規定いたしております。その後の被害者に対する救済規定というものは、海上に油を投棄する行為について規定はいたしておけません。それらの事柄につきましては、先ほど申し上げましたこと

く、将来公害対策基本法によりまして被害者に対する救済の制度を完備する、そういう規定に基づきまして、必要な立法を行なうということになっておりますので、運輸省といたしまして、将来この公害対策基本法ができまして、それに基づいて特に海水の油による汚濁について特別な立法を行なうことが適当だという結論になりましたならば、その際に考えることにいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、板川委員長代理着席〕

○岡本(富)委員 なぜそのことを申し上げたかと申しますと、先ほど板川委員のほうから四日市のぜんそくの話が出まして、被害者が首つりをした、こういうようなほんとうに人命にかかわる話があった。正反合の原理と申しまして、一つの法律が出れば必ず今度はその逆を救済していく、こういうものを考えて、そしてやらないとやはりつばな政治ができないと思ひます。そのためにも申し上げたわけでありまして、人命に関する、すなわち漁業者が被害にかかつて、そして食べていけない、こういうような状態になったときに、その救済をやはり考えておいていただかなければならぬ、こう思ひわけであります。それで、これはいま運輸大臣のほうから、次の機会にそういう状態のときには考える、こういうお話でありますから、この問題はこれでおきますか。

そこで、経企庁の水資源局長来ていますか。

○板川委員長代理 来ております。

○岡本(富)委員 大臣、ちょっと待っていただきたいと思ひます。

大牟田川の公害につきまして、参議院の公明党のほうでいろいろ聞きもし、また質問もしておりますけれども、日本一きたない川、これはちょうど昨年福岡の公明党の木村という議員が県、国に再三要請をして、いろいろ調査をしてももらいたくない、こう要請したことがありますが、これについてその後の調査あるいはまた対策、これについてお伺ひしたいのです。

○松本政府委員 大牟田川の水質汚濁の問題でござ

います。本件につきましては、昨昭和四十一年度におきまして、経済企画庁におきまして水質基準を設定するための水質調査を実施いたしました。ようやく最近その一年間にわたります調査が終了いたしました。報告も手元に届いてきておりますので、現在その結果を整理、取りまとめたておるところでございます。詳細の点につきましては、できるだけその作業を急ぎまして、状況を的確につかみたい、こう思っております。さしあたりの調査報告によりまして、たとえばCODで見ますと、上流のほうは一三・四、しかし中流のあたりになりますと八五・八、河口のあたりで一六・七、また海中におきまして、干潮時におきまして五・四、満潮時では一・三、こういうふうにかなり汚濁が激しい状況でございます。先ほど申しましたように、できるだけこの整理、解析を急ぎまして、その結果によりまして関係各省と今後どういふふうに措置してまいりまして十分協議いたしまして、また同時に、その状況と相関連いたしました、水質審議会にもはかりまして作業を進めていきたい、こういうふうにしてまいりました。ただこの河川は、先ほど御指摘になりましたように、また調査からもおねね推測されますように、非常によごれておりまして、平素はほとんど自然の流量がなく、雨になれば非常に流量がふえる、平素は工場排水がほとんど流れており、水量の全部を占めておる。そういう状況でございます。これらの措置につきましては、水質基準を設定するということもさることながら、さらに総合的にいろいろ考えていかななくてはならないところではないか、こういうふうに思っているわけでございます。

〔板川委員長代理退席、委員長着席〕

○岡本(富)委員 この川は、聞くところによりまして、私どもの調査でもそうですが、三井化学、東洋高圧、あるいは三井金属、三井三池、こういうような大工場が廃液を一手に受けて流しているような、悪水川と呼ばれておる。しかも昭和三十三年の八月ごろから市民の苦情が殺到しておった

と聞いておりますけれども、非常に手の打ち方がおそいじゃないか、この問題について、なぜ今日までこの川に対して経済企画庁が手をつけなかったか、また厚生省のほうが要求しなかったか、この二点について厚生省のほうと両方から答え願いたいと思ひます。

○橋本説明員 ただいま御質問のございました大牟田川の件につきましては、昭和四十一年の夏に福岡県から微量の水銀が含有されているという報告を受けまして、有機水銀か無機水銀かということにつきまして、その段階においては判明いたしておりませんでした。本年度の調査におきまして詳細に水銀の性質を調べ、食品の中の水銀の性状を調べるといふことでございまして、現在その計画を進めておるわけでございます。どうして厚生省がこの点について要望をしなかったかという御指摘でございますが、大牟田川自身は全然水道原水としては使っておりませんので、そういうことで厚生省としましては水道水源としての要求を従来の形でとっておりまして、今日まで至ったわけでございます。早急に詳細な水銀の性状につきましての調査をいたしたいと思ひます。

○松本政府委員 経済企画庁で各河川につきまして水質調査をいたします場合には、各県と御連絡申し上げまして、各県の御要望を聞き、各県の県下を流れております川の、いろいろな川のうちの順序、次第につきまして県の方の御要望も聞いて、毎年調査すべき河川を決定いたしておるわけでございます。昭和四十年に福岡県の方からこの河川について調査の要望がございましたので、昭和四十一年度には水質基準調査を実施した次第でございます。

○岡本(富)委員 なぜそういうふうに私が聞くかと申しますと、この川には無機水銀ですか、あるいは有機物質を含んでおる、こういうふうなうわさが非常に飛んでおるわけですから、その河口にあるところのノリの状態が、ガン腫病というのですか、こういう病気にたくさんかかって、その付近の漁業者が非常に困っておる。去年は一万七千だ

な——大体二十メートルの長さのノリのたなが一
万七千廃棄処分になった、こういうような被害を
受けておるわけがあります。しかも、ここに私は
そのノリを二つ持ってまいりましたけれども、そ
こでとれたノリと悪いノリ、被害にかかった
ノリは非常に色が違う。これを福岡の水産試験場
で調査しましたところが、シアシあるいはフェ
ノールの溶液におかされておるのじゃないか、こ
ういうような判定をしているわけなんです。この一
万七千だんです、これだけ廃棄処分したという漁
業者の被害は非常に気の毒なわけでありまして、
それ以上に、こうした色の変わったノリが売り出
されて、これを食べて人間のからだに無害である
のか、こういうことを考えますれば、さきに水銀
の問題がありまして、阿賀野川あるいは水俣で
か、あの面から考えますと、こういう三つの点か
ら考えたときは、非常に早急に手を打たなければ
ならぬ。これについて経企庁あるいは厚生省の意
見を伺いたい。

○橋本説明員 たいだいま御指摘いただきましたノ
リの件でございますが、私もまだノリにつきま
しての詳しい化学分析をいたしておりません。た
だ本年の調査対象といたしてはおります。しか
し、今年ということでは時間がずれますので、そ
の点につきましては関係の食品衛生課のほうに連
絡いたしまして、地元の方でまず検査をしてま
らうようにというような措置をとりたいと思いま
す。

○松本政府委員 経企庁が昨年度調査をいたした
わけでございますが、その調査を委託いたしました
一つ先の先であります福岡県からの調査報告書に
よりまして、その中に戦前から何回か水産業、
ノリ等につきましても被害が起っていったとい
う報告もございます。ただ、県からの調査要望が
昭和四十年に出たわけでしたので、さつき
経済企画庁といたしましては次の年度の昭和四十
一年度に調査いたしたわけでございます。今後委
託先から出てまいりました調査結果を十分よく整
理、解析いたしまして、その結果につきまして厚

生省あるいは農林省、そのほか関係各省と十分協
議いたしまして、今後の対策を検討してまいりた
いと思っております。

○岡本(富)委員 調査なさるのもけっこうで
す、また、するのがあるまいとありますけれども、
私のいま特に申し上げたいのは、こういうよう
にすでに売り出されておる。その間に、買った人は
食べているわけなんです。これは一日も早くやらな
ければならぬ。昭和三十三年ごろから騒がれ、また
四十年の十月に参議院の公害対策特別委員会の各
委員が行っている調査もしております。しかしな
がら、まだ調査中でございます。事水銀の問題で
あり、またこういう食品の問題になりますと、や
はり人命尊重の上から特別に早く手を打たなけれ
ばならぬ、こういうふうに私は思う。

かつてインドのパール判事というのは、あの日
本の終戦のときに、戦争犯罪人であるところの当
時の日本の軍部の首脳者に対して、それは人命尊
重の上から日本の戦争犯罪人だけを取り調べる、
あるいはまた処罰するというのは間違っている、
こういうような結論を出した判事がいますけれど
も、やはり世界ではそんなに人命尊重、人間尊重
というものをしているわけなんです。

したがって、私は、何をいってもこういう問題
に対して早く取り組んで、そして結論を出さなけ
ればならぬ。こういうふうに思うのですが、さら
に厚生省の見解を承りたい。

○橋本説明員 失礼いたしました。私ちょっとお
話を聞き漏らしまして……

○岡本(富)委員 こういう食品は、人命にかかわ
ることでございますから、ただいまことしの調査
に入れますとか、あるいはまた調査中ございま
すとか、そうでなくして、いつごろ、どうい
うスケジュールで、またどういうプログラムで早く調
査をして資料を出していただけるか、これをお聞
きたいのです。

○橋本説明員 食品の検査につきましては、食品
衛生法がございまして、県のほうに直ちに連絡
をいたしまして調査をいたします。結果はいろいろ

ろ分析がございまして、私、一週間でもできるか
一月かかるかということにつきましては、ただいま
即答いたしかねますが、食品衛生課のほうの専
門のほうと連絡いたしまして、先生のほうに御
連絡いたしたい、こういうふうに思っております。

○岡本(富)委員 経企庁のほうも、そういうわけ
です。それから早くやっていただきたいと思いま
す。では、この問題は、あとで私のほうに知らして
いただきたい。プログラムを全部出してもらいた
いと思っております。

そこで、同じように川の問題で、兵庫県に猪名
川という川がありまして、この川は御承知のよう
に伊丹市の水源になっております。この猪名川の
問題は、ちょうど川西に皮革工場がある。ここか
ら非常にきたないところの汚水が流れております
が、これに対して武庫川あるいはまた猪名川、あ
るいはまた神崎川——神崎川は川でないです、ど
ぶといつてもいいですね。この方面の計画につ
いて経企庁、それから建設省の方で来てもらっ
ておりますから、両省からひとつお聞きしたいと
思います。

○松本政府委員 神崎川、またその上流でござ
います猪名川につきましては、すでに調査も完了
いたしております、現在水質審議会におきまし
て、他の近畿圏の諸河川と合わせて都市河川
方式で早く水質基準を設定したいということで、
鋭意その作業を急ぎ、また審議を急いでやっ
てらうといたしております。お話しのように
に、神崎川の上流でございます猪名川は上水道の
水源にもなっております、特に軍行橋以上はそ
の水源地帯として非常に大切なところでござい
ますので、水質基準を設定いたします場合には、そ
れに近づいたかききびしい基準を設定するこ
とにいたしたい、こういう考えでおるわけござ
います。本川につきましては、水質基準を設定す
ることも不可欠な一つの要件でございますが、御
指摘のように、上流の川西市におきまして皮革業者

の排水が非常に大きな汚濁源になっております。
したがって、これをどういうふうな措置する
かということが非常に重要なポイントになるわけ
でございますが、この点につきましては建設省か
ら詳しく御説明があるかと思っておりますが、川西市
におきまして現在特別都市下水道を建設中ござ
いまして、これは四十三年度には完成する予定で
ございます。これができ上がりますれば、その排
水はこちへ放流いたしまして、ある程度の浄化
をいたしました上で猪名川に放流する、こういう
ことになるわけでございます。しかしながら、こ
れだけではなお十分でございまして、将来は、現
在建設中でありまして猪名川流域下水道をなるべく
早く完成いたしまして、そしてそれへ川西市の下
水を導入いたしまして、豊中にもあります処理場
でよく浄化いたしまして、高級処理をして放流
する、こういうことが必要であらうかと思ってお
るわけでございます。

経企企画庁といたしまして、関係各方面に対
しまして、これらの下水道の整備を速急に進行し
ていただくように特に要望しておるところござ
います。

○古賀政府委員 お答えいたします。ただいま経
済企画庁の水資源局長から御答弁がありましたと
おりでございますが、なお詳細に申し上げます
と、川西市につきましては特別都市下水道を設
けまして、皮革工場を一団地にまとめて処理する
というところで、四十一年から四十三年までの間に
これを行なうつもりでございます。

それから猪名川の流域下水道につきましては、
先ほど水資源局長からお答えがありました、本
年度からかかっています、おおむね四十六年度ま
でに仕上がりいたします。大規模な処理場を設け
まして、猪名川の浄化に役立てたいと考えております。

さらに猪名川につきましては、河川改修をし
ても、あの地区では非常に改修がでにくい川
でございます。国際空港のあるそばなんかはやぶ
だらけでございます、ああい川が残っている
のはふしぎなくらいでございます。最近人口も非

○岡本(實)委員　いま計画されておるのは、この西宮市内のいろいろの状態から見ますと、抜本策でない。ますます車がふえてきますので、やはり提案しましたあの武庫川の上にパイパスを高くして通せば、立ちのき問題、いろいろな問題がスムーズにいきます。ですからその問題を一べん計画していただいて、そうして私のはうに提出していただ

だきたいと思うのですが、これはいつごろになるかということをやはり考えていただきたいと思うのです。

以上、きょうはそれだけ要求いたしましたして、私の質問を終わりたいと思います。

○八木委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 阿賀野川の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

時間もすでに五時でございますので、私自身が、この点だけはどうしてもお尋ねしたいという点にしぼってお聞きをいたします。したがういまして答弁もひとつ明確にお願いをいたしたいと思ひます。

実は阿賀野川の問題につきましては、何と申し

ましても人の命が失われている。死んだ人が帰ってこないということで、社会的な大問題になったということは当然のことであります。そういうふうな中で、最近ついに被害者の遺族の人がたまりかねて民事訴訟の提起も行なわれている。厚生省の結論もようやく出てきている。こういうふうな状況であることはすでに御承知のとおりであります。そういうふうな状態の中で、阿賀野川の問題によりますと、「捜査不適切と結論」「水俣病立証できない」というふうなところの報道がなされているわけであります。そういうふうなことは私は検察のあり方としてあり得ることではないと思ひます。したがういまして、まず最初に、検察庁として、この阿賀野川の問題について真相究明という立場においてどのようにお考えになつてゐるか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

この問題については、すでに予算委員会等におきましても、法務大臣からの答弁もあつたこととございまして、まず最初に検察庁、法務省のこの問題に対する態度について、ひとつこのいわけの水俣病事件、阿賀野川事件について検察庁はどのようにお考えになつてゐるか、捜査不適切というふうな結論を出したという事実があるのかどう

か、まずこの点についてお答えをいただきたい。

○川井政府委員 その記事を私も見まして、すぐに新潟地検のほうへ照会をいたしました。その回答によりますと、新潟地方検察庁としてそのような趣旨の発表をしたことは絶対ない。地検としては、非常に高度の科学的な知識を前提とする容疑の事件でありますので、権威のある厚生省をはじめとする中央の官庁の委嘱に基づく研究班の調査の段階にありまして、その調査の結果を待って、刑事事件として捜査すべきものか、しなくいいいものかということをお断したいという態度を堅持してゐるのだ。こういう返答でありました。

私もその態度が相当であらう、こう思ひます。

○中谷委員 まさに検察としては当然のことだと私は思うのですが、しかし、質問をしてゐる私の立場からは、その検察の立場に必ずしも私は同調できないものがある。いま一歩進めるべきではないかと思ひます。刑事局長さんにお尋ねをいたしますけれども、この事件に法務省、検察庁は無関心ではないということをお断として私はお尋ねいたします。無関心でないとするならば、この事件の発生日時は一いつとして検察庁は——証拠の問題は別として、予想される、推定される事件の発生日時は一いつなのか。そうすると公訴時効との関係は一体どういふことになるのか。事件の発生日時を検察庁はいつというふうにお考えになつてゐるのか、この点についてまずお答えをいただきたい。

○川井政府委員 もちろん、犯罪として容疑のある事件について、検察官といたしましては、それぞれの事件の公訴時効を念頭に置いて捜査を進めることは御指摘のとおりであります。しかし、事件につきましても、もし容疑ありといたしますならば、おそらく業務上過失致死傷というふうなもの、つまり刑法の条文としては一番最初に頭にのぼってくる条文でございますが、その条文につきましても、そう長い公訴時効の期間を持つてゐるものではございませんので、私どもといたしまし

ては、先般参議院の予算委員会における法務大臣の答弁にもありましたとおり、関係各庁に對しまして、なるべく早い機会に迅速にこの結論を出すようにそれぞれ要望してゐるところであります。

○中谷委員 もう少し私もストレートにお尋ねをいたします。検察庁のほうで、法務省のほうで、お考えになつてゐるその容疑がいよいよあるとするならば、一体事件が発生した、要するに公訴の時効が進行するその時期は一体いつだというふうにお考えになつてゐるのか、公訴の時効の完成はいつになるのか、お聞きしたいのはその点なのです。いつ事件が発生したというふうには検察庁はお考えになつてゐるのかということ。

○川井政府委員 犯罪捜査の機関は検察官だけではなくて警察もあるわけでございますが、新潟地検としましては、この事件が国会でも問題になつたことにかんがみまして、私ども中央のほうから特に検察庁に、この事件については最大の関心を払つて内偵なり調査なりを進めるようにという指導をしてゐるわけであります。

そこで問題の核心でございますが、これは要するに犯罪が成立したときから公訴の時効というものは進行するというふうにお考えなのが当然のことであらうと思ひます。そこで本件につきましても、いろいろ調査し、また聞くところによりまして、死亡されたか、あるいはその結果病氣になつて療養中の方も、あるいはその結果病氣になつてゐる方が、いつどういふふうな事情と原因によつてそういうふうな病氣になつたか、あるいは何を原因として死亡されたかというふうなこと、それは個々について具体的に調べてみないとわかりませんが、もしこれが議論されておりましたら、この腐液が原因としてそういうふうなことになるかというふうなことが、科学的な経路によつて、また証拠法上の証拠によつて立証されたというふうなことになるならば、そういうふうな腐液が流され、またその腐液を含んだ魚を食したというふうなことがいわれておりますけれども、

もしそういうふうなことが事実関係として立証されるならば、そういうときからおそらく犯罪が成立し、またそこから時効が進行してくる、こういうふうな言わざるを得ないと思ひます。

○中谷委員 お尋ねをいたします。そうすると、腐液が流されたとき、そのときに犯罪の着手があつた、そして人が死亡したときに犯罪の完成があつたということになると、すでに内偵をなさつておられるのでございまして、業務上過失致死といふことになつた場合に、人の命は返つてこないのだという前提でお尋ねをいたします。一体時効はいつ完成するといふことになりま

すか。そういうことについて大体のところを教えてください。昭和四年の何月ごろに最初になつた人がいる、名前もつけようです、私は時効が非常に迫つてゐるという前提でお尋ねするので、いつ犯罪が完成し、一体公訴の時効はいつなんだということについてひとつお答えをいただきたい。

○川井政府委員 私まだ、実は具体的な事件として検察庁が立件捜査をしてゐるという段階のものではございませんので、人がなくなつたというふうなことについて、検察庁からの、いつ幾日という方がなくなつた、それはこういうふうな容疑に基づくものだといふようなこまかい報告は受けていないわけでございます。したがういまして、いまの御質問の具体的になんていふ人についてどういふ犯罪容疑があり、いつから公訴の時効が進行してくるかといふようなことについては、いまお答えする資料を持ち合わせておりません。

○中谷委員 お尋ねをいたします。新聞の報道によりまして、要するにもう事件の起きた四十年六月から考えてみると、あと一年しかないのだ、こういうことがいわれてゐるわけですから、そこで私は一番初步的にもと返つてお尋ねをしたいと思ひます。

これは検察からも報告を受けてないということなら、そういうことでお答えをいただきたいと思ひますけれども、要するに検察のお仕事というの

は、こんなことをとにかく大先輩の刑事局長さんに申し上げることは非常に恐縮であるけれども、公共の福祉の維持と個人の基本的権利の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにする、そうして刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することが検察の目的である、これはあたりまえのことなんです。一体何が検察庁をして捜査に着手させないのであるか。一体なぜ捜査に着手させないのであるか。あるいはよそにまかせて、よその結果待ちだというふうなことで、そういう結果が出ない限りは検察庁独自の捜査に着手されないという方針、そんな方針を堅持されるのですか、ということ、私はこれは法曹の一人としてどうしても納得できない。人が死んでいるのです。そのことについてひとつお答えをいただきたい。結論が出ない限りは捜査に着手されないのですか、このことです。

○川井政府委員 犯罪の捜査は御承知のとおりでありますので、根本論はやめられますけれども、人がなくなつたということは非常に重大なことでありまして、この重大なことを決して検察としておろそかにするわけではございませんけれども、人がなくなつた、あるいは人がけがをされた、あるいは変死をした、あるいは病死をしたというふうなことにつきまして、それがたまたま刑事事件として立件されるものかどうかということにつきましては、慎重な考慮が必要であるわけでございます。

そこでこの種の事件は、いろいろ問題になっておることから申しましてもおわかりのように、非常に科学的にむずかしい内容のものであります。原因と結果というものの証明が非常に困難である。それが証拠には、最も専門家である厚生省の研究班ないしは厚生省の食品衛生調査会というふうな諮問機関があるのでございますけれども、先般四月八日提出された研究班の結論を、厚生省から聞くところによりますと、諮問機関である食品衛生調査会にかけてその結論を検討中だ、それはごく近い機会に出る予定だというふうなことの通

告が私どものほうにまいっております。おそらくそういうふうな結果を待って、そうしてその原因と結果というものを証拠的に固めていくというのでありまして、ずぶのしろうとである検察官がすぐこの事件に取り組みましてやるにいたしません。結局鑑定が前提になるわけでございます。この鑑定をする学者が日本にはたして何人あるでしょうか。私、水俣病のときにも全く同じ経験をしたのでございまして、日本でも全く同じの道の学者というのはいくらもいないわけでございます。大学においてもいまいちでございます。したがって、まずはおの行政機関であるものが最初に調査を依頼してやっておりますので、結局はそういうふうな結論を待たなければ、検察庁が事件をいたしまして着手いたしましたとしても、正確な鑑定は得られないわけでございます。むしろ、厚生省が主になってその鑑定というのか、その調査を急いでおりますので、その権威のある鑑定が出ますれば、それを資料とし、それを証拠として、検察官が事件になるかならないかを検討する、こういうことであります。これはいまの日本の現状におきましてはやむを得ない実情ではなからうか、こういうふうな思ひわけでございます。

犯罪捜査の任務を法律によって与えられております検察官が、この事件を前にいたしまして決して拱手傍観しておるわけではございません。私は、筋をいたしましてはおそらく警察がやるべき事案だと思ひますけれども、そうでなくて、検察官みずからこの事件について事前に相当の資料を集め、さらに関心を持ってその結果を待っております。このことでございまして、現在の状況はそういうところでございまして。

○中谷委員 お尋ねいたします。私はきょうは少し納得がいきません。私はあまりしつこく聞かないほうでございます。きょうは一、二点ちよつと聞かしていただきますが、そうすると、そういうふうな被害が出た、人が死んだ、病気になる、

手が動かなくなった、そういうふうな状況の事実を昭和電工のすぐ近くにある新潟地検が探知されて、そのようなことについての鑑定あるいは鑑定依頼——鑑定をすべきだというふうなことにいつ法律省と相談をされましたか。法律省とこの問題についての方針をおきめたのは一体どの段階なんですか。先ほど局長の御答弁によりますと、国会で問題になったから放置してないという趣旨の——聞き間違いかもしれません。そういう御答弁がありました。国会で問題になったからじゃないですか。事件はずっと以前にあったのです。放置されておれば国会で問題になったのです。だから逆にお尋ねいたしますけれども、厚生省がこの件についてのいわゆる調査に出向いたのは、法律省との打ち合わせの上で行かれたのかどうか。あるいはまた法律省が厚生省に強く要請をされて、そうして厚生省が出向いたのか。そういうふうな事実なんですか、どうか、どうでしょう。要するに、検察庁としては拱手傍観してないとおっしゃるけれども、いつどのような時期にこの事件を捜査すべきかどうかの判断をすべきだということについての方針をおきめたのか、この点について私はお答えをいただきたいと思ひます。

○川井政府委員 参議院の予算委員会でも問題になったときに、新潟地検のこの事件に対する対処の心がまえなり状態はどうなつていたかということとを直ちに照会いたしましたところ、新聞等においてやかましく報道されておるといふ事実も踏まえて、前からこの事件については関心を持って捜査当局が内偵をしておる、こういう報告を受けました。

○中谷委員 お尋ねをいたしますけれども、問題は、先ほど局長の御答弁の中に鑑定を必要とするのだ、そして内偵だ、こういうふうな御答弁がございました。そうすると、とにかく鑑定をしよう——ある意味ではこれは完全犯罪ですよ。この事件について、とにかく岩をも貫くような気持ちで検察庁が独自に鑑定をやり、他の行政機関と相

協力をして、この問題について早急に科学的な結論を出そうということで法律省が口火を切られたという事実があるのですか。この点をまずお答えをいただきたい。

○川井政府委員 そういうことはございません。○中谷委員 公害課長にお答えをいただきたいと思ひます。法律省から要請を受けて、法律省の捜査の資料を提供するというふうな趣旨で、そのような鑑定あるいは調査におもむかれたという事実はない、こういうふうな御答弁がございました。御答弁にありましたけれども、厚生省のほうでもそのようにお聞きしてよろしいかどうか、その点だけ。

○橋本説明員 非常に申しわけございませんが、調査の点は全部食品の衛生課に一元化しておりますので、そちらのほうでどのような経緯があったかということにつきましては、たゞいま非常に急な御質問でございましたので、食品衛生課のほうから人が来てもらひように言っておりますので、私即答をいたしかねます。

○中谷委員 私、こういうふうにお尋ねしておつても非常に残念で、この問題についてはぐつと胸にこみ上げてくるような感じがするのです。率直に申し上げて、検察庁はなお国民の信頼を失つていない役所の一つだと思ひます。いろいろな問題はあります。いわゆる公安条例の問題とか、あるいは道交法についての問題とか、いろいろな問題がありますけれども、なお大部分の国民の信頼をつないでいる役所の一つだと思ひます。阿賀野川の被害者は、自分たちが加害者だと思ひ込んでいます会社からは捨てられ、しかもほかの役所も信頼できない。公益の最大の代表者であるところの検察庁も他の役所待たないというふうなことで、被害者は一体だれをたよつたらいいのですか。結局、やむなく貧乏のどん底に落ち込んだところの被害者が弁護士を編成して裁判所に民事の訴訟を起こしている。私的な救済を求める以前に、なぜ公益の代表者であるところの検察庁のほうから権力を発動されないのか。鑑定が大事だとい

うことは私もわかりません。だからといって捜査に着手して悪いという理由が一体どこにあるのですか。鑑定と捜査の着手、人的証拠の収集と並行してやらないといけないのです。この場合守られなければならない基本的人権というのは、昭電側の工場長あるいは昭電側の重役、そういう人々を明らかに容疑がないのに被疑者扱いをして引張たつた、基本的人権はなるほどその面においてはある程度制約されるでしょう。しかし、そのようなことは、この公害がやかましい現代社会においては受忍すべきことなんです。そういうようなことは、とにかく忍ばなければならぬことなんです。そのような人的証拠というふうなことにいつて、やってもむだだというふうなことは絶対にないと思います。私は捜査というものは詳しくわかりませんが、そういうような捜査の着手さえもしておられないということについては納得がいかない。捜査をばばんでいっているのは一体何なんですか。なぜそのような捜査に着手されないのですか。証拠の収集というものは現在やっておられないということですが、証拠の収集をやっておられないばばばに着手したということになると思うのです。そういうような捜査の着手をされておられないということは、私は納得いきません。お答えいただきます。

○川井政府委員 何もやっていないということでは先ほどから申し上げておりませんで、詳しくごまかい内容まで報告に接しておりませんけれども、新聞にも出ておりましたように、この事件のあれについては、検察官としては検察官なりのそれぞれ調査なり内偵をしておると思えます。ただ、検察官がこれは刑事事件であるとして立件し、捜査に踏み切るといふことは、御存じのとおり刑事訴訟法上に基いた資料なり証拠がなければ動けないわけなんです。本件について、確かに公害問題は非常にめんどりで、また全国民が公害の防止ということに関心を持っています。私もよく承知しているつもりでございすけれども、検察官が、いわゆる捜査権限を持っている者が、その証拠なくして、また将来の立件になる見通しなくして軽々に捜査権を発動するというようなことについては、これは私、相当慎重でなければいけない、こう思うわけでありまして、したがって、この種の事件につきましても、やはり科学的な資料というものが中心でありましてそれが前提である、これは御存じのとおりだろと思うわけでありまして、この科学的な権威のある調査結果を待つて、立件すべきものなら立件して迅速に捜査に踏み切るといふのが、私、これは捜査官に与えられたまことに慎重であり相当な態度である、こう思うわけでございます。

て、また将来の立件になる見通しなくして軽々に捜査権を発動するというようなことについては、これは私、相当慎重でなければいけない、こう思うわけでありまして、したがって、この種の事件につきましても、やはり科学的な資料というものが中心でありましてそれが前提である、これは御存じのとおりだろと思うわけでありまして、この科学的な権威のある調査結果を待つて、立件すべきものなら立件して迅速に捜査に踏み切るといふのが、私、これは捜査官に与えられたまことに慎重であり相当な態度である、こう思うわけでございます。

○中谷委員 かりに電車が転覆したとする。その場合まず現場を押さえますね。現場の変更をしないようにして、それから大学の工学部に頼んで鑑定をしますね。現在は、現場が変更されようが、証拠が散逸しようが野放しの状態でしよう。そしてしかも、その鑑定は全然検察庁とは独自の、検察庁の捜査目的とは全然別のどこかよその役所や、よそのところでやっているものをとかく利用しましよというお話じゃないですか、お話を聞いては、自分の力で、これだけ全国民が阿賀野川問題をどういふふうに検察が処理するかと、この問題は、検察に対する国民の信頼をつなぐかつたかないかの問題だと私は思うのです。その問題について——私は捜査はもちろんしたことはありますが、捜査のしるうとです。局長のように私は捜査のベテランじゃありませんけれども、鑑定の結果を待たなければ何にもできないのだというふうなことは、私は法律家としてそれは信じられませんが、また、そういうふうな局長の御答弁には、私は、はいそうですかと言つて引き下がるわけにはまいりません。そんなことなら、いままでのいわゆる航空機の事件にしろ何にしろ、全部科学的な鑑定を待つて、全然人を呼ばなかったか、呼んでやっているじゃないですか。それがあたりまえだと思ふのですが、昭和電工の關係のいろいろな人を呼んで調べるということがどうして悪いのですか。それをはばんでいっているのは一体何ですか。

○中谷委員 かりに電車が転覆したとする。その場合まず現場を押さえますね。現場の変更をしないようにして、それから大学の工学部に頼んで鑑定をしますね。現在は、現場が変更されようが、証拠が散逸しようが野放しの状態でしよう。そしてしかも、その鑑定は全然検察庁とは独自の、検察庁の捜査目的とは全然別のどこかよその役所や、よそのところでやっているものをとかく利用しましよというお話じゃないですか、お話を聞いては、自分の力で、これだけ全国民が阿賀野川問題をどういふふうに検察が処理するかと、この問題は、検察に対する国民の信頼をつなぐかつたかないかの問題だと私は思うのです。その問題について——私は捜査はもちろんしたことはありますが、捜査のしるうとです。局長のように私は捜査のベテランじゃありませんけれども、鑑定の結果を待たなければ何にもできないのだというふうなことは、私は法律家としてそれは信じられませんが、また、そういうふうな局長の御答弁には、私は、はいそうですかと言つて引き下がるわけにはまいりません。そんなことなら、いままでのいわゆる航空機の事件にしろ何にしろ、全部科学的な鑑定を待つて、全然人を呼ばなかったか、呼んでやっているじゃないですか。それがあたりまえだと思ふのですが、昭和電工の關係のいろいろな人を呼んで調べるということがどうして悪いのですか。それをはばんでいっているのは一体何ですか。

私はそういうことはわかりません。そんなことをしてもむだというのですか。じゃ、もう一度お尋ねしますけれども、新潟地検で一体これはだれが主任になって、どんな体制で、いつでもいい、いつでも捜査しなすという体制になっているのか、そんなことについての御報告を受けておられますか。その点についての御答弁もあわせていただきます。

○川井政府委員 後段からお答えしますと、この種事件は非常に重大な事件であるということで、聞いたところによりまして、地検の次席検事が主任になって調査を進め、また責任を持ってやっていると、私、私も相当な体制ではないか、こう思っております。

それからなお、検察に対する非常な激励と、また御信頼に基づく御質問だ、こう私も考えますが、非常にうれしのでありますけれども、戦後は御承知の通り、大きな航空事故でも、それから自動車の事故あるいは電車の事故でも、これは実は御案内のとおり全部警察官がやっているわけでありまして、いずれにしても、もし事件になれば検察庁へくるわけでありまして、日がたつてからきた事件を検察官が見まして、現場の状況の再現ということとは非常に困難でありますので、捜査に協力するという面で、特殊重大なものにつきましては、随時検事がオブザーバー的なかっこうで現場に臨んで、警察官のやること、検分なりあるいは検証というふうなものを見分するといふかっこうになっておるものが、現在におけるこの種事件に対する検察庁の捜査のあり方であるわけでありまして、したがって、この種事件につきましては、ごく特異な事件だということと地検が次席検事を主任検事に任命して、前からこの事件についていろいろ関心を持って警察当局と並んで調査を進めているということとでございまして、捜査の体制なりやり方なりにつきましては、私は地検のやり方ではないのではなからうか、こう思っております。

○中谷委員 いろいろうなことを局長御存じでしょうか。検察公害ということばがございまして、これは公害特別委員会ですからあえて申し上げます。検察公害ということばがある。どういふことかという、これはもちろんいろいろ言ひ方はあると思うのですけれども、いわゆる公益の代表者たる検察官というのは事件にならなければとにかく何もかもはたらかしたんだ、これは大内兵衛さんのことばなんです。「日本の裁判制度」というあの有名な本の中で、それに対して、我々先生は、検察官というものは事件がないのに捜査するわけにいきませんよという、大内先生に対して専門家の立場からお話しになっておる。しかし問題は、私は検察公害というふうなことをここで云々するのじゃないけれども、もう一度申し上げますけれども、そうすると、新潟地検としては、新潟の昭和電工を所轄しておる警察に対して、この事件はもうすでに具体的な事件でありまして、立件されておるかどうか、その点についての一歩踏み込んだところまでいってございせんけれども、一般的な指示権はないにしても具体的な指示権はあるわけですが、具体的な指示権を出されたというふうな事実がございせんか。この点、あるかないかだけお答えください。

○川井政府委員 たいへん申し上げにくいのですけれども、刑事訴訟法百九十二条、三条をよくひとつごらん願いたいと思ひます。検察官は警察官に対して一般的指揮権はありますけれども、原則として具体的指揮権はないわけでありまして、これは戦前と最も大きな相違でございまして、したがって、戦後における警察と検察との關係は原則として協力關係であります。検事がみずから捜査した事件、ないしは警察から送致を受けた事件について、その具体的な事件について若干の補充捜査を必要とするといふふうな場合に、初めて具体的な捜査権がその三項で働くわけでございます。その働く場合においても、この關係は指揮権ではなくて、これは本筋である協力に基づく關係のもので、これは本筋である協力に基づく關係のもので、だというのが現在の百九十二条、三条に対する解釈の通説でございまして、そういうふうな關係になつております。しかし、いまここで、この種の

重大な事件を前にいたしまして、指揮権があるとかないとかいうようなことは私は申し上げたぐざいせん。やはり検察は検察として、指揮権があるうとなかろうと、独自の立場に基づいて万難を排してやるべき事件はやるということが私は正しいと思ひますので、きょうの御指摘もありましたので、その趣旨を十分くみまして間違ひのないように新潟地検に対して指導をしてまいりたい、こう思ひます。

○中谷委員 お尋ねします。百九十二条、百九十三条でございませう。それではあらためてお尋ねします。

司法警察職員、いわゆる所轄の警察署と互いに協力しなければならぬ。それではそういうふうな話の打ち合わせ、これを新潟地検としておやりになった事実がありますかどうか、百九十二条の関係でもう一度お尋ねします。

そこで、いま一度百九十三条を拝見をいたします。そしてお尋ねをいたします。要するに、こういうふうな具体的な事件がある。これはたいへんな事件です。こういうふうな事件について、しかし一般的な指揮という百九十三条の一項によって、こんなことをばやばやしておたらいかぬじゃないか、これは具体的な指示と一般的な指示というものはつきりしませんけれども、こういうようなことについて、警察に対して指揮をされたという事実はあるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

さらにお尋ねをいたしたいと思ひますが、そうすると検察官は、この阿賀野川の事件については、新潟地検御自分で捜査をしようという決意をお持ちになっておられるか。要するに、百九十三条の三項の決意、そういうふうな決意をお持ちになつておるといふふうにお伺ひしてよろしいでしょうか。

○川井政府委員 一般的指揮権というのは、ここで講釈をするつもりはございませぬけれども、阿賀野川の事件というふうなものは早急に捜査に着手すべきだといふことを、検事正が管内の

警察官に対して一般的指揮をすることは相当でない、そういう解釈になっております。言うなれば、もつと抽象化したしまして、公害といふことが非常に国民の健康をむしろ害している、それからまた放置するならば社会的な不安も醸成されるというふうな状況にある。だから当面の捜査の方針としては、公害的なそういうふうな犯罪について大いに目を向けるべきだ。こういうふうな趣旨の指揮ならば、一項にいうところの一般的指揮で私はできると思う。具体的な事件をつかまえてこの事件を君のところに署でやれ、こういうことは今日の刑事訴訟法では警察との関係においてやらないし、またできないといふふうな話し合いになつております。

それから第二点でありますけれども、この事件について具体的に検察官と所轄の警察署との間に、この事件を捜査するかしないか、また、するとするならばどちらでやるかといふふうなことについて話し合いをしたかどうかについては私聞いておりません。また次の機会に、一応照会した上でその事実を明らかにしてみたいと思ひています。

それから第三点は、百九十三条の三項の具体的な指揮権に基づいて、検察官がみずからこの事件を事件として捜査するという決意をしているのかどうか、その決意をしているならば、その三項の具体的な指揮権に基づいて警察を指揮できるじゃないか、おそろくこういう御質問だろうと思ひます。この事件については、先ほども申し述べておりますように、新潟の地検が事件として捜査をすべきだといふたてでまゝに立つて次府検事を当面の責任者に指名しているということでありますから、警察の意向いかんにかかわらず、検察庁独自の立場で事件として捜査をしたい、すべきだといふ考えに立つておられることは間違ひございません。

○中谷委員 では、お尋ねをいたします。そうすると、検察庁がこの事件について捜査に着手されるという資料がどこから出てきたときに立件する、あるいは立件しない。要するに、捜査に着手

していくんだということについての判断、決意をされるのかどうか。

それと、いま一つお聞きしておきますけれども、いずれにしても捜査をしないといふときには、頭からもう事件にならないんだから捜査をしないんだというものでは私はないと思ひます。公益の代表者である以上は、要するに、犯人が死んだって捜査はします。殺人が行なわれた、犯人も死んだ、これは処罰する犯人がなくなつてしまつていくんだけれども、結局捜査はされまうね。だから、事件になるのかならないのかという立場から徹底的に真相の究明をされるというのが検察の立場だと私は思ひます。そういうことになつてくると、私は何が一体その捜査をばばんであるのかといふことがどうしてもわからないので、要するに、事件になるのかならないのか。これだけ世間が騒いでいるわけでしょう。社会党の調査団が行つていくわけでしょう。民事の訴訟が提起されているわけでしょう。民事の訴訟というのは、加害者がいて、被害者は死んだんだ、その被害者の遺族が慰謝料の請求の訴訟をしているわけでしょう。一つの在野法曹の弁護士がついて、因果関係があるんだ、故意、過失があるんだといふことで民事の訴訟を起しているんです。全然勝つ見込みのないものだった訴訟を起しませんよ。そういう訴訟を起しているんでしょう。そういうふうな権力も持たない、強制捜査権もない在野の法曹でさえも、どんなことがあつてもこの事件は勝つてみせるんだといつて訴訟を起している、それを公益の代表者である権力をお持ちになつていく検察官がなぜ捜査できないのか。あるいはなぜ捜査をしないのが適切だといふふうなことが出てくるのか、どう考えても私は理解できない。なぜすみやかに捜査に着手されないのか。

それが検察の国民に対する期待にたえる道であり、国民の検察に対する信頼をつなぐ道ではありませぬかと聞いています。いかがでしょうか。

○川井政府委員 捜査をしないとは申し上げてお

りません。むしろ捜査をするという前向きな体制で新潟地検はかまえておられるといふことを申し上げました。しかしながら、捜査といふものは素手ではできないのでありまして、もう一つ、また強制捜査一つするにしても裁判所の令状なくしては捜査らしい捜査はできないわけでありまして、さうな令状がいまの段階においてとれるでしょうか。私はなかなか令状はこの種の事件につきましても出ないと思ひます。先ほど例をあげられましたけれども、汽車が転覆したというふうな事件は、おそろくその運転者の業務上の過失に基づいて直ちに死傷という結果が招来しておる。本件の場合、これは具体的な内容になりますから検察の現場におられない私がここでいろいろ申し上げることは適當でないと思ひますけれども、廃液と死亡ないし死傷等の原因の中にまたいろいろはかの因果関係がはさまつておられるわけですね。そういうふうな段階におきまして、おそろく新潟地検としては、私ここで申し上げることは適當でないと思ひますけれども、いろいろきびしい御質問がございませぬけれども、実際はかなりなことをやっておるのではないかと思ひます。ただ残る問題は、この死亡なり障害なりと、この廃液が故意または過失によつて流されたこととの間に科学的な因果関係があるといふことによつて、事件が白か黒かすぐさま問題ではないでしようか。ほかにもいろいろ捜査が必要な事件かといふくらいな問題だろうと思ひます。したがって、その辺のところは権威のある国家がやっておるこの事件についての大きかりな、しかも日本の権威をすぐつての調査の結果というものが、聞くところによりますとごく近いときにこれを出したいし、また出すといつておりますので、それを受けて、いままでの調査した資料とあわせて、事件になるかならないかを判定して結論を出したい、こういうこととでございませうから、御指摘にありますように捜査をばばんでおるものは何か、こう聞かれると、実は私は返答に困るわけでありまして、何も別に捜査をばばんでおるわけではありませぬで、そう

いう有力なき手となる最も有力な権威ある資料が出ることを検察官は首を長くして待っているのだということでありますから、私もどなたもいたしましては随時関係方面と連絡いたしまして、なるべく早くこの権威ある調査結果を出してほしいというのを要望しておるわけであります。どうぞひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○中谷委員 お尋ねをいたします。納得できない点があるのです。強制捜査権が発動できない、令状がとれない、だから令状請求しない、令状請求して却下されたらあまりかつこうが悪いものでないからしない、これはよくわかります。そうすると、今日まで物件を任意留置などされた事実はいくつかありますか。私、先ほどちょっとその点をお尋ねしましたが、要するに、厚生省関係の方はおいでいただきましたけれども、厚生省関係の方は調査、あるいは立ち入って検査される防疫班、疫学班についてはどの程度の権限があったか疑問があると思う。しかも証拠の散逸あるいは証拠の隠滅などということについての責任は、捜査に着手しなかった検察官が結局全部負わなければならぬ問題でありましょう。要するに局長さんのおっしゃるのは、工場排水口から水銀が出た、それと結局なくなった人との間の因果関係が立証されたら、それで有力なんだとおっしゃるけれども、そのことについての故意、過失という人間との結びつきというのを御捜査になるのが検察官のお仕事でありましょう。こんなことを申し上げるのはそれこそまさに釈明に説法でございしますけれども、なぜ人的な問題について固める仕事をされるのか、どうして一番基本の因果関係のところに判定を首をツルのように長くして待たなければいけないのかということが、どうしても私は納得できないのです。証拠が散逸したり現状変更されたり、また散逸するどころか、隠滅することについて防止の方法というものは、手をこまねいて拱手傍観するのではないとおっしゃるけれども、拱手傍観することになるじゃないかということがどうしても私は言いたいことなんです。現場の写

真なんかはおとりになっていますか、あるいは当時の現場については現在も変わらないままというようなことを、ここで局長さんの口から言っていただけのかどうか、そういう点がこの事件について一つのポイントでございましょう。いかがでございましょうか。

○川井政府委員 事件の捜査として証拠品を留置しているかどうか、それから現場の模様について写真等を撮影して現場保護の措置をとっているかどうかというふうなことは、事件のごく具体的な内容でございしますので、私はよく承知しております。また、この種の事件について、これから事件にしていくというふうな内容のものでありますから、これが事件になった場合またなにかあった場合、いろいろまた影響があらうかと思ひますので、その事件の捜査の内容について具体的に申し上げることは適当でない、これは何事件に限らずそういうふうな態度がいいだろう、こう思っております。

○中谷委員 いつもそういう御答弁が出るのですけれども、局長さんが私に、中谷君、そんなものから一体強制捜査ができるか、こうおっしゃるから、それでは任意留置していただきますか、こう聞いたんです。そうですね。捜査の秘密とか何とかでなしに、令状がとれますかというふうなことをおっしゃるから、任意留置していただきますかというのを聞くのは当然でしょう。具体的事件について捜査の秘密だからとおっしゃるのでは、私、先ほどの御答弁は何だか納得がいかない、どうもすっきりしない。いつもの局長さんに似合はずはつきりしない。しかし、いずれにしてもこういうことなんです。時間もあまりないようですから、これは検察がある意味においては信頼し、ある意味においては激励し、ある意味においては在野法曹として非常に不満という立場でお聞きするので、それから、事件として御捜査になるためまえの前提には、業務上過失致死傷になり得る、要するにほかの法律の違反になるかもしれないけれども、まず大きな柱は業務上過失致死傷、そういうたて

まえでまず事件を捜査しようという姿勢をおとりになっている、その姿勢は絶対くずさないのだということが一点。いま一つは、首を長くして調査結果を待っているということ、この二点。

では、その調査結果というのは、各方面とおっしゃったけれども、一体どこでこの調査結果が出たらいよいよ検察はこの問題について乗り出されるか。死んだ人のお盆も近づいてきます。霊は浮かばれないと思ひます。いつどこでこの調査結果が出たら検察は乗り出されるか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○川井政府委員 二点ございしましたけれども、最初の第一点のほうは、水銀の規制に関する特別法がありますけれども、私はこの事件の筋といたしまして、やはり御指摘の刑法の業務上過失致死傷、これがこの事件の筋だろと思ひます。ただ、具体的に新潟地検がいかなる法条を適用してやるかは別問題でございまして刑事局長としては御指摘の法条の適用が筋であらう、こう思っております。

第二点の関係方面は、厚生省がおいでになったようでございますので、厚生省のほうにまずお聞きを願いたいと思ひます。

○中谷委員 局長、厚生省に聞くことは簡単なんです。ただ、日本じゅうを騒がしておる事件なんです。局長の頭の中に、どの資料が入ったからその資料をもとにしてというおことは局長の口から言っていたいただきたいのです。

○川井政府委員 わかりました。厚生省の研究班が四月八日に厚生省に対して報告書を提出されたというのを聞いております。厚生省は、それにつきましてさらにまた別な調査会にかけて、その結果の検討をしておる。こういうことでございしますので、その後、関係官庁は厚生省だけではございしません、先ほどここにも見えておりましたいろいろな官庁が、このことについて行政的なまた科学的な観点から、それぞれ関係を持っておられることでもあります。先ほどの食品衛生調査会ですか、そういうようなものの結論が出た後には、早

急に直ちに関係のある行政官庁がその取り扱いを協議して、国としての立場からの権威のある調査結果が出るだろう、こう思っておりますわけでありま

○中谷委員 最後に一点だけお尋ねしますけれども、いやしくも結果は出た、捜査に着手をした、公訴の時効になってしまった、死んだ人の魂が浮かばれないというふうなことだけは、全力をあげて、責任をもって事件処理になるまで、公訴の時効というふうなことで罪のある者がのがれるというふうなことは断じてさせぬということだけは、局長さんから責任をもって御答弁いただくなければならぬ、これが一つ。

いま一つは、本件の捜査にあたっては、非常に困難な事件である。しかし、何と云っても人が死んでいる事件ですから、場合によっては強制捜査、要するに逮捕、勾留というふうなことも、必要な場合にはこれをも辞さぬということだけは、捜査の進展によつてはそういうこともあり得るということとはひとつ御答弁いただきたい。

いま一つ。最後に、私自身も、この新聞を見て非常にショックを受けたけれども、「水俣病立証できない」「地検、捜査不適切と結論」などということは、これは法務省においても全くそのようなことはあり得ないことである。現にいわゆる内偵を続けておるのだ、努力を集中しておるのだというふうに向いたいと思ひます。

いまの二点についてお答えをいただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

○川井政府委員 具体的には、現場の検察官が独自の独立した立場において捜査を進めていくというところでありまして、法務省といたしまして、いま御指摘のような事柄につきまして、断固たる態度でもって、そうしてなるべく迅速に、しかも公正妥当な結論を得るよう努力するように伝えたいと思ひます。

○中谷委員 最後に一点だけ厚生省の方に伺いますが、いつ結論が出ますか。

○石丸説明員 ただいま食品衛生調査会で審議中

でございます。食品衛生調査会の結論は、一応二カ月をめどにやっておりますが、ただいまのところ若干延びる予定でございます。ただいまの予定では、七月中には何らかの結論を出す、こういう予定で作業を進めております。

○中谷委員 どうも私厚生省の方の答弁がよくわからない。「何らかの」というのは、そのどちらかという趣旨ですか、それとも中間報告というような趣旨なんですか、それはどうなんですか。

○石丸説明員 ただいま申し上げましたことは、実は食品衛生調査会に対する諮問が二つの点がございまして、第一の点が、今回の事件の調査の検討でございます。この点につきまして七月中には結論を出す、こういうことでございます。第二点の、今回の事件と離れまして諮問をしております形というものが、水の汚染に伴う食品による危害、こういう諮問をしておりますので、その後段の一般的な点につきましての結論が七月中に出るかどうか、この点につきましてはまだわからない、こういうことでございます。

○中谷委員 けっこうです。終わります。

○八木委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

産業公害対策特別委員會議録第六号中正誤

ベ	段	誤	正
七	四	原生省	厚生省
二	三	必要があれば	必要があれば
三	一	消化能力	消化能力
三	二	陸岸を	陸岸と
三	一	作動	活動
六	二	われわれは	われは
元	二	母校	母港